

浜田市公共下水道事業 経営戦略

令和 4 年度～令和 13 年度

(案)

令和 4 年 月
浜田市上下水道部

目次

1. 経営戦略見直しの目的	1
2. 前経営戦略と実績の比較	3
(1) 普及率	3
(2) 接続人口	3
(3) 使用料収入	4
(4) 一般会計繰入金	4
(5) 企業債	4
3. 事業概要	5
(1) 事業の現況	5
① 施設	5
② 普及状況	6
③ 使用料	7
④ 組織	9
(2) 民間活力の活用等	11
(3) これまでの主な経営健全化の取組	12
(4) 経営比較分析表を活用した現状分析	13
(5) 将来の事業環境	15
① 処理区域内人口の予測	15
② 有収水量の予測	17
③ 使用料収入の予測	18
④ 施設の見通し	19
⑤ 経費回収率の予測	21
⑥ 組織の見通し	22
4. 経営の基本方針	23
5. 投資・財政計画(収支計画)	24
(1) 投資・財政計画(収支計画)	24
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	24
① 収支計画のうち投資についての説明	24
② 収支計画のうち財源についての説明	28
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	31
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	32
① 今後の投資についての考え方・検討状況	32
② 今後の財源についての考え方・検討状況	33
③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況	35
6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	36

添付資料

経営比較分析表

投資・財政計画

下水道事業経営戦略【用語集】

浜田市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 島根県浜田市
事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業
策 定 日 : 令和 4 年 3 月
計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 経営戦略見直しの目的

下水道事業は、「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標として掲げられ、国際的にも大変重要な取組です。住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするためにも重要な事業です。

本市ではこれまで特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水処理事業、漁業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業等により、地域に応じた快適な生活環境づくりを図ってきました。

現在は、特定環境保全公共下水道事業の整備は休止しており、新規整備として令和 2 年度より市街地(浜田処理区)の公共下水道事業に着手し、令和 8 年度より順次供用開始を目指し整備を進めています。

供用中の 3 処理区については、将来にわたり安定した維持管理を行うため、ストックマネジメント計画に基づく設備の改築、更新を進めていますが、いずれの処理区も供用開始から 15 年以上経過し、設備の老朽化による改築、更新費用の増加が予想されます。

既存の経営戦略は、経営基盤の強化と財務マネジメント向上を目的に、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画として、平成 29 年 3 月に策定したのですが、令和 2 年 4 月の地方公営企業会計移行による経理方法の変更による影響を加味するとともに、平成 29 年度から令和 2 年度の事業実績を踏まえ、より実効性のある計画値に見直す必要があります。

このたび、社会情勢の変化や下水道事業の現状と将来見通しを踏まえ、投資等と財政の均衡を図り、持続可能な下水道事業を推進していくための中長期的な経営の基本計画とするため、経営戦略の見直しを行います。

なお、見直しにあたっては、本経営戦略の基本方針とその取組の実施が、SDGsの目標のうち「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の各項目の達成に向けた取組につながるものと考え、SDGsの理念を各取組に反映するため、関連するSDGsの項目を記載しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

2. 前経営戦略と実績の比較

平成 29 年 3 月に策定した経営戦略の予測値と実績値を比較した表は次のとおりです。

		H 29	H 30	R 1	R 2
汚水処理人口普及率 (単位：％)	試算値	47.1	48.0	48.4	48.7
	実績値	46.8	47.8	48.1	48.5
	差 (p)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2
公共下水道接続人口 (単位：人) ※R2地方地区除く	試算値	4,505	4,595	4,686	4,779
	実績値	4,635	4,625	4,663	4,666
	差	130	30	△ 23	△ 113
使用料収益 (単位：千円)	試算値	86,778	88,513	91,119	93,794
	実績値	91,959	91,630	95,326	107,442
	差	5,181	3,117	4,207	13,648
一般会計繰入金 (単位：千円)	試算値	494,159	516,860	498,243	468,328
	実績値	338,033	363,032	417,019	397,224
	差	△ 156,126	△ 153,828	△ 81,224	△ 71,104
企業債借入額 (単位：百万円)	試算値	147	132	32	15
	実績値	245	224	130	235
	差	98	92	97	220
企業債返済額 (単位：百万円)	試算値	378	397	391	366
	実績値	378	397	385	377
	差	0	0	△ 6	11
企業債残高 (単位：百万円)	試算値	4,540	4,239	3,880	3,529
	実績値	4,595	4,422	4,167	4,025
	差	55	183	287	496

(1) 普及率

計画(試算)値を若干下回っていますが、ほぼ計画どおり整備が進んでいます。

今後の経営戦略では、令和 2 年度に事業着手した浜田処理区整備事業や、合併浄化槽の助成制度の拡充などを見込み普及率の推計を行います。

(2) 接続人口

平成 30 年度までは、国府処理区の 2 期地区整備工事による新規接続があったため、計画値を上回っていましたが、令和元年度以降は、計画値を下回る結果となっています。

前経営戦略では、具体的数値を盛り込んでおりませんが、接続率向上に向け、目標設定のうえ取組む必要があります。

(3) 使用料収入

使用料収入については、平成 31 年度(令和元年度)までの官庁会計方式による数値と比較可能とするため、出納整理期間と同時期である翌年5月末における収入済み額で計上しました。主に三隅火力発電所 2 号機建設に係る入込者数の増に伴い、試算値と乖離が生じています。

(4) 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、試算値を大幅に下回っている状況です。乖離が大きい理由としては、主に前経営戦略には見込んでいなかった資本費平準化債を借り入れたことによる差額です。

(5) 企業債

企業債借入額、企業債残高については、資本費平準化債を借り入れたことにより試算値と大幅な差異が発生しています。

企業債返済額については、概ね計画どおりとなっています。

今後の経営戦略では、資本費平準化債の活用も見込んだ上で、浜田処理区整備事業や、ストックマネジメント計画に基づく財源計画の推計を行います。

3. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始日 (供用開始後年数)	特定環境保全 公共下水道事業	国府処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (16 年)
		旭処理区	平成 17 年 4 月 1 日 (16 年)
		三保三隅処理区	平成 14 年 1 月 1 日 (20 年)
処理区内 人口密度等 (令和 2 年度末)	現在排水区域面積		243.7 ha
	現在排水区域内人口		6,919 人
	処理区域内人口密度		28.4 人/ ha
流域下水道等への接続の有無		該当なし	
法適(全部適用・一部適用) 非適の区分		地方公営企業法一部適用	
処理区数	【 3 処理区 】 国府処理区 ・ 旭処理区 ・ 三保三隅処理区		
処理場数	【 3 力所 】 国府浄化センター 旭浄化センター 三保三隅浄化センター		
広域化・共同化・最適化 実施状況 *1		令和 3 年 4 月に農業集落排水事業の地方地区 を三保三隅処理区へ統合。 令和 4 年 4 月に漁業集落排水事業の古湊・福浦 地区を三保三隅処理区へ統合。	

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 普及状況

(令和2年度末)

	全体計画 面積	現在排水 区域面積	整備率	排水 区域内 人口	水洗便所 設置済 人口	接続率
国府 処理区	162.3ha	96.6ha	59.5%	3,008 人	1,889 人	62.8%
旭 処理区	43.0ha	43.0ha	100%	1,178 人	1,087 人	92.3%
三保三隅 処理区	110.1ha	104.1ha	94.6%	2,733 人	2,281 人	83.5%
合計	315.4ha	243.7ha	77.3%	6,919 人	5,257 人	76.0%

本事業の接続率は全国平均 84.2%(令和元年度)に比べ低い状況にあり、なかでも国府処理区の接続率が非常に低くなっています。

接続率の低い原因としては、他処理区に比べ整備期間が長期化し処理区内の住民の高齢化が進んだことや、合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。

接続率向上のため、国府処理区を中心に個別訪問を行い、毎年度、新規接続はあるものの、接続率の大幅な増加にまでは至っていない状況です。

また、令和2年度から浜田処理区での「公共下水道事業」に着手し、令和8年度より順次供用開始を目指しています。

③ 使用料

家庭用使用料 体 系 の 概 要・考 え 方	平成 17 年 10 月の市町村合併以降、旧市町村ごとに合併前の使用料体系を使用していましたが、平成 23 年 4 月に料金統一を行いました。 使用料体系は従量制(基本料金設定)です。基本料金は、1 カ月 10 m³までで、それ以上は増加に従って 2 段階の累進制となっています。使用料算定の考え方として、施設の維持管理に要する経費を使用料で回収することを基本としています。 <table><tr><th colspan="3">一般汚水 使用料(1 月につき)</th></tr><tr><td>基本料金</td><td>10 m³までの分</td><td>1,650 円</td></tr><tr><td rowspan="2">超過料金 (1 m³につき)</td><td>10 m³を超え 20 m³までの分</td><td>137.5 円</td></tr><tr><td>20 m³を超える分</td><td>214.5 円</td></tr></table>	一般汚水 使用料(1 月につき)			基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円	超過料金 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円	20 m ³ を超える分	214.5 円
一般汚水 使用料(1 月につき)												
基本料金	10 m ³ までの分	1,650 円										
超過料金 (1 m ³ につき)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	137.5 円										
	20 m ³ を超える分	214.5 円										
業務用使用料 体 系 の 概 要・考 え 方	該当なし											
その他の使用料 体 系 の 概 要・考 え 方	平成 23 年 4 月から、従量制の公衆浴場等汚水単価を導入しました。現在、該当施設は 6 施設あります。 <table><tr><th colspan="2">公衆浴場等汚水使用料</th></tr><tr><td>1 m³につき</td><td>99 円</td></tr></table> 対象施設 (1)公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)第 2 条第 1 項の規定により島根県知事の許可を受けた公衆浴場 (2)老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 15 条第 3 項又は第 4 項の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの浴場施設 (3)老人福祉法第 15 条第 5 項の軽費老人ホーム又は老人福祉センターの浴場施設 (4)介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 8 条第 28 項の介護老人保健施設の浴場施設	公衆浴場等汚水使用料		1 m ³ につき	99 円							
公衆浴場等汚水使用料												
1 m ³ につき	99 円											

	条例上の使用料 *2 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料 *3 (20 m ³ あたり)
平成 30 年度	2,970 円	3,615 円
令和元年度	3,025 円	3,251 円
令和 2 年度	3,025 円	3,795 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料(月額)をいう。

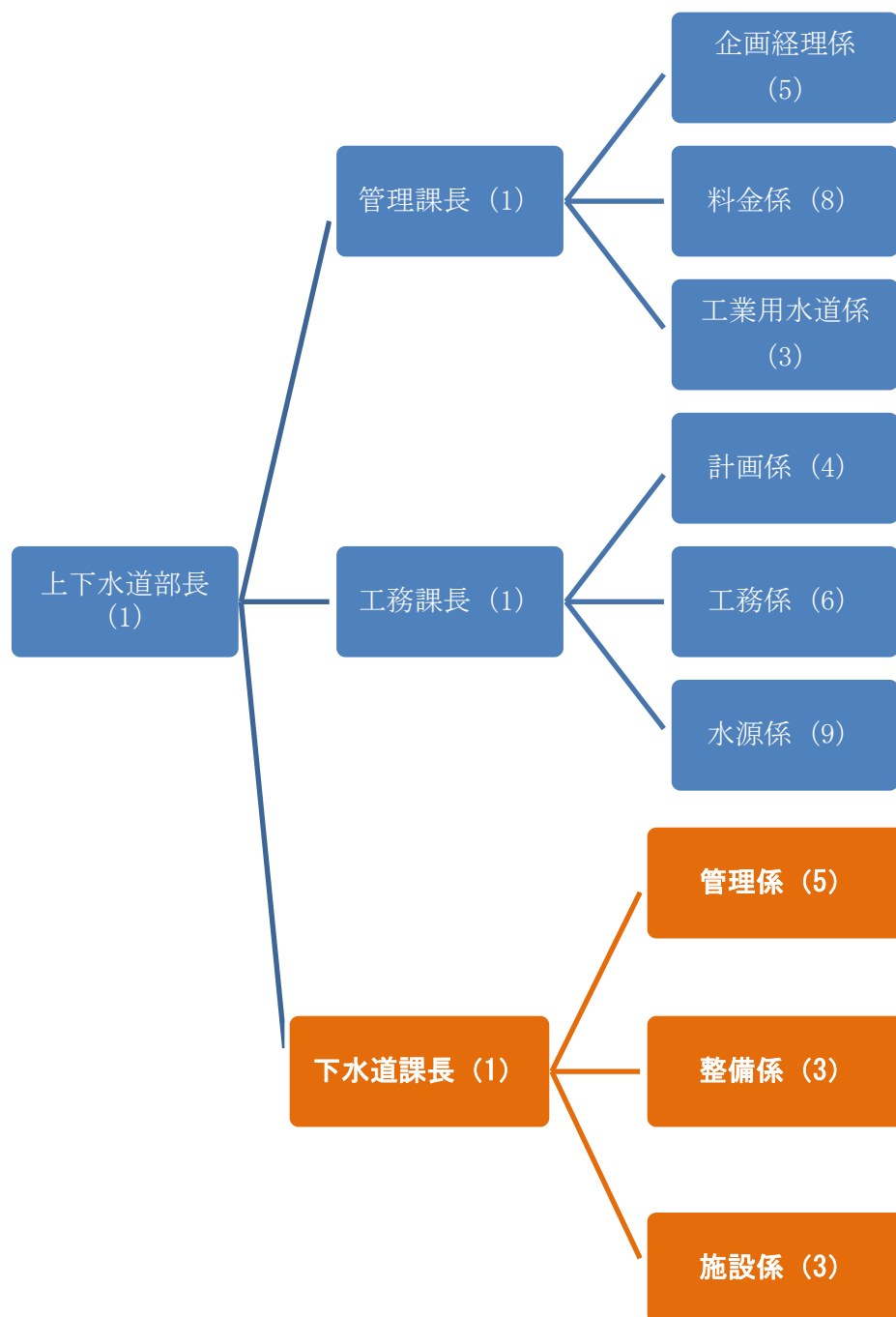
*3 実質的な使用料とは、料金収入(税込み)の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく公衆浴場等を含む)をいう。

上下水道部は、3課で構成されており、職員は、部長以下47名(正規職員34名、会計年度任用職員16名)で構成されています。

上下水道部 組織図

※()の数字は職員数。

事業運営 組織



職 員 数

下水道課職員は、課長以下 12 名（正規職員 11 名、会計年度任用職員 1 名）で構成されています。

本事業の職員数

損益勘定支弁職員 4 名（課長 1 名、管理係 1 名、施設係 2 名）

資本勘定支弁職員 3 名（管理係 1 名、整備係 2 名）

このうち、正規職員が 6 名、会計年度任用職員が 1 名となっています。

また、農業集落排水事業特別会計の職員は 4 名となっています。

下水道課長	1 人	下水道事業総括
管 理 係	5 人	受益者負担金・使用料・予算・決算・経理等
整 備 係	3 人	下水道事業企画・認可・設計・施行等
施 設 係	3 人	調査・指導・維持管理・台帳整備等
合 計	12 人	

下水道課で行っている下水道事業は次の 6 事業です。

■公共下水道事業

■特定環境保全公共下水道事業

■農業集落排水事業

■漁業集落排水事業

■特定地域生活排水処理事業

■個別排水処理事業

また、下水道処理区域外で合併処理浄化槽を設置する個人住宅等に対して、補助金を交付しています。

(2) 民間活力の活用等

(令和4年4月1日現在)

民間活用 の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	民間に委託している業務 ・下水道施設維持管理・中継ポンプ場監視 情報配信・汚泥処理・緊急対応・水質検 査・消防設備点検・電気保安・下水道台 帳データ入力・下水道台帳保守・メーター 検針・公営企業会計支援・料金システム保 守
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	官民連携事業(設計施工一括発注方式)
資産活用 の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) これまでの主な経営健全化の取組

経営健全化を図るため、これまで主に次の 4 項目に取り組んでおります。

1 公営企業会計移行

令和2年4月に、財務状況(資産や負債など)や損益状況の明確化により、中長期的に安定した持続可能な経営計画の策定に役立てるとともに、説明責任の向上を図ることを目的として、公営企業会計に移行しました。

これまでも、総務省から公表される経営比較分析表を用いて経年比較、他団体との比較による分析を行ってきましたが、今後は公営企業会計に基づく経営指標を経営健全化のツールとして活用していきます。

2 集落排水施設の公共下水道への統合事業

老朽化が進んでいる集落排水施設について、処理能力に余力がある公共下水道三保三隅処理場に接続することにより、汚水処理経費の効率化及び施設の更新投資額の縮減を図る取組を実施しています。

令和3年4月の地方地区農業集落排水施設に続き、令和4年4月には古湊、福浦農業集落排水施設を統合しました。

3 旭浄化センター汚泥処理施設の改築

築年数が進み、故障リスクが増加している旭浄化センターの汚泥処理施設を改築し、汚泥の場外処理を行うことで動力費や施設委託料等のランニングコストを縮減する取り組みに着手しました。このことにより、周辺への臭気防止の効果も期待できます。

4 普及啓発による接続促進

接続率向上策として、未接続世帯への個別訪問による接続勧奨や、ご当地マンホールカードの製作、配布、及び処理場汚泥の再資源化による堆肥を住民へ配布することにより、下水道事業への関心、理解を得る取組を行っています。

(4) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「経営比較分析表」のとおり(令和元年度までは地方公営企業法非適用)

下水道事業は、生活環境の改善・公共用水域の水質保全等、保健衛生・環境行政の面を強く持っており、元来多額の利益の見込める事業ではありません。

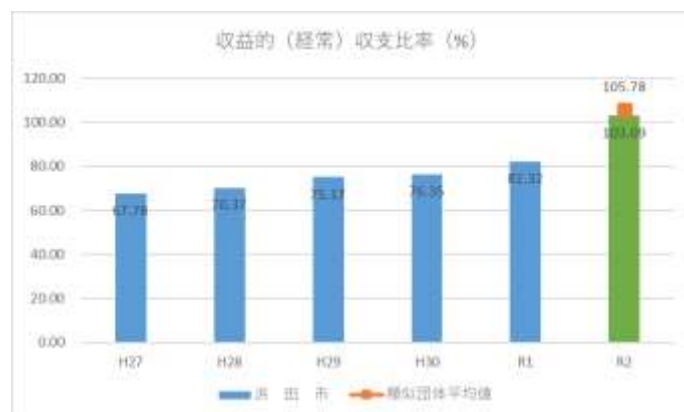
特に、本市の事業は地理的条件や人口密度の低さから採算性が低く、経営は一般会計からの繰入に大きく依存しています。そのため、収入の確保を図り、経費削減に努め、経営の効率化・健全化に取り組む必要があります。



特に、経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表しています。

本市の経費回収率は、令和元年度までの地方公営企業法適用(以下、法適用)前で類似団体平均に比べ約20ポイント、法適用後で類似団体平均に比べ約15ポイント低く、汚水処理経費の約半

分を繰入金で賄っている状況であり、適正な使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。



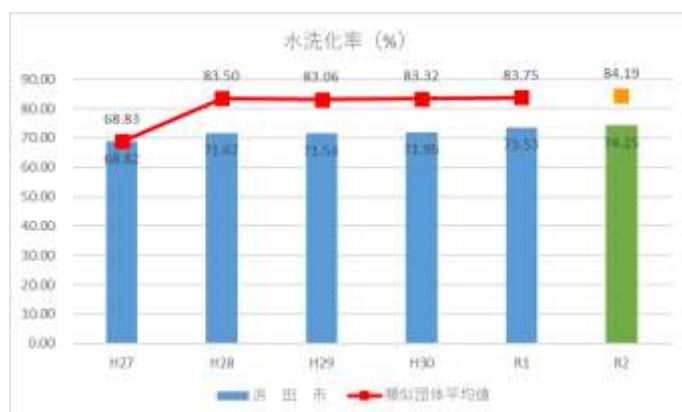
経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表しており、収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標

となっています。法適用前は、収益的収支比率、法適用後は経常収支比率となっています。

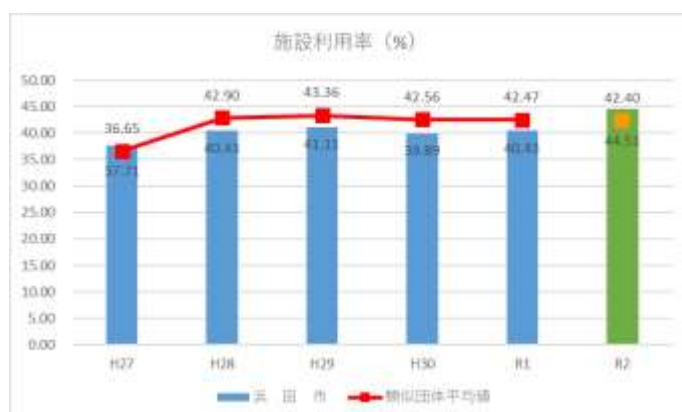
経常収支比率は100%以上であれば、単年度の収支が黒字であることを示し、100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しています。

本市の経常収支比率は、100%以上となっており単年度収支は黒字となっていますが、これは一般会計からの繰入金によるもので、経費回収率同様に使用料収入の確保と汚水処理費の削減が求められます。

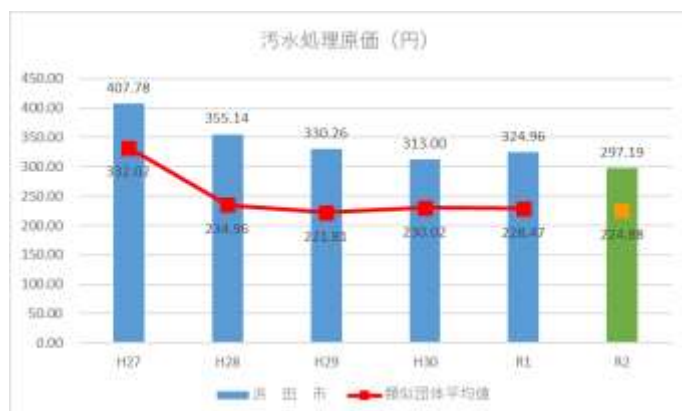
※収益的収支比率は、国から類似団体平均が示されていないため表示しておりません。



水洗化率(接続率)については類似団体平均に比べ約 10 ポイント低い状況となっており、国府処理区の水洗化率が他処理区に比べ低率にとどまっているため、全体として類似団体平均より低くなっています。水洗化率の低い主な原因としては、他処理区に比べ整備期間が長期化し処理区域内の住民の高齢化が進んだことや合併処理浄化槽の普及により下水道整備後に早期の接続がされなかったことなどが考えられます。



施設利用率は、法適用前は類似団体平均に比べ約 2 ポイント低く、法適用後は類似団体平均に比べ約 2 ポイント高くなっていますが、処理能力に余裕がある状況です。これは、人口減少と国府処理区の水洗化率の低さによるものと考えられます。汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点や、使用料収入を確保するため、水洗化率向上の取組が必要です。



汚水処理原価は、有収水量1 m³あたりの汚水処理に要した費用を表しています。本市の汚水処理原価は、類似団体平均を上回っています。主な原因としては、人口減少や国府処理区の水洗化率の低さにより流入量が少ないため、有収水量が低いことと、過去の建設事業財源として借り入れた多額の企業債の償還時期が集中していることなどが考えられます。投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組が必要です。

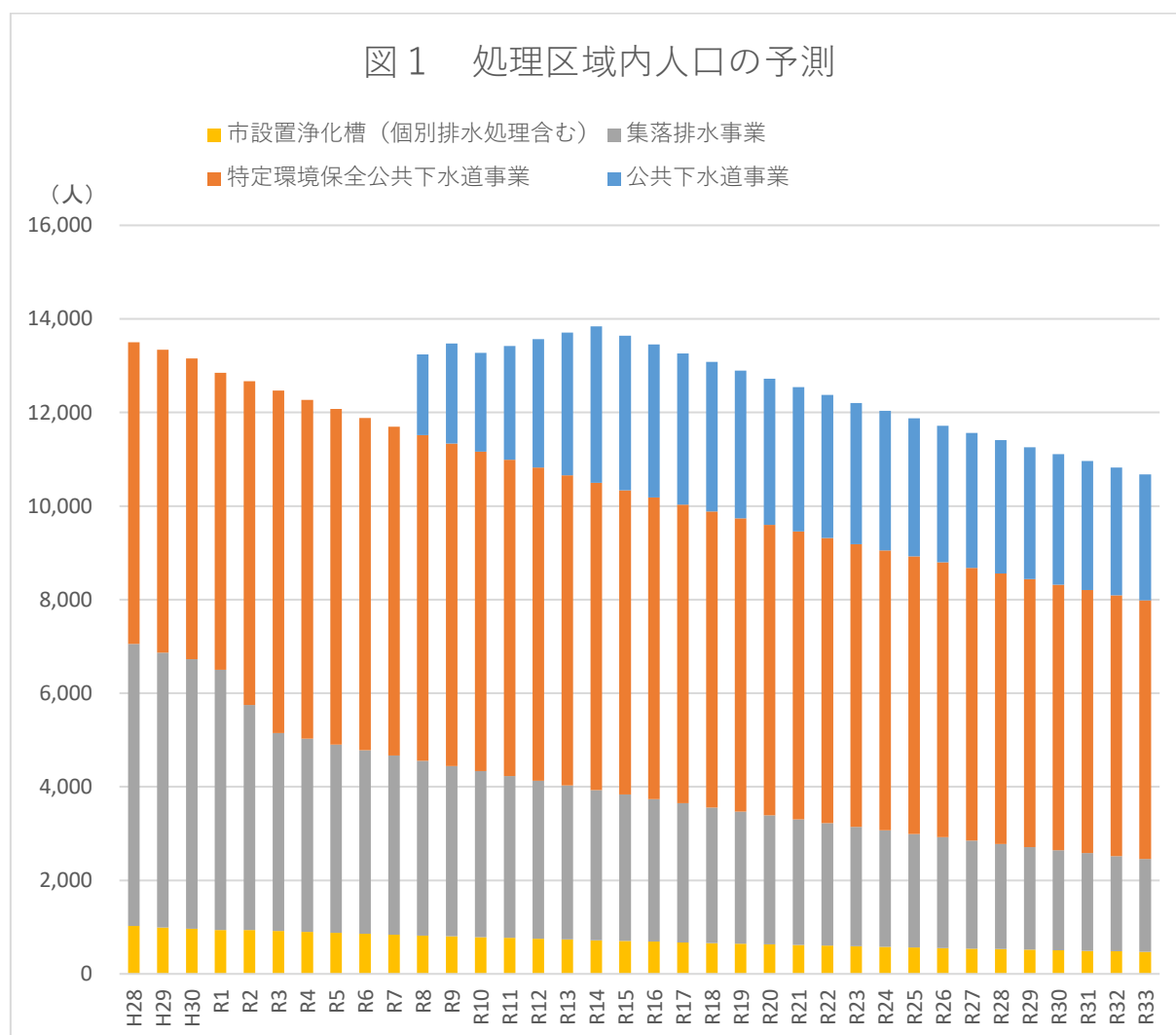
今後、施設の改築・更新時には、処理能力に応じた機器等の選定を行うなど、施設利用率の向上や維持管理費の削減に努めるとともに、過去の建設事業に係る企業債の償還には資本費平準化債を利用し、資本費の平準化を図る取組を行っていく必要があります。

(5) 将来の事業環境

① 処理区域内人口の予測

人口の推計にあたっては、過去の実績を基に変化率を算出し推計を行いました。

また、公共下水道事業については、現在整備中であることから事業計画を基に推計を行いました。

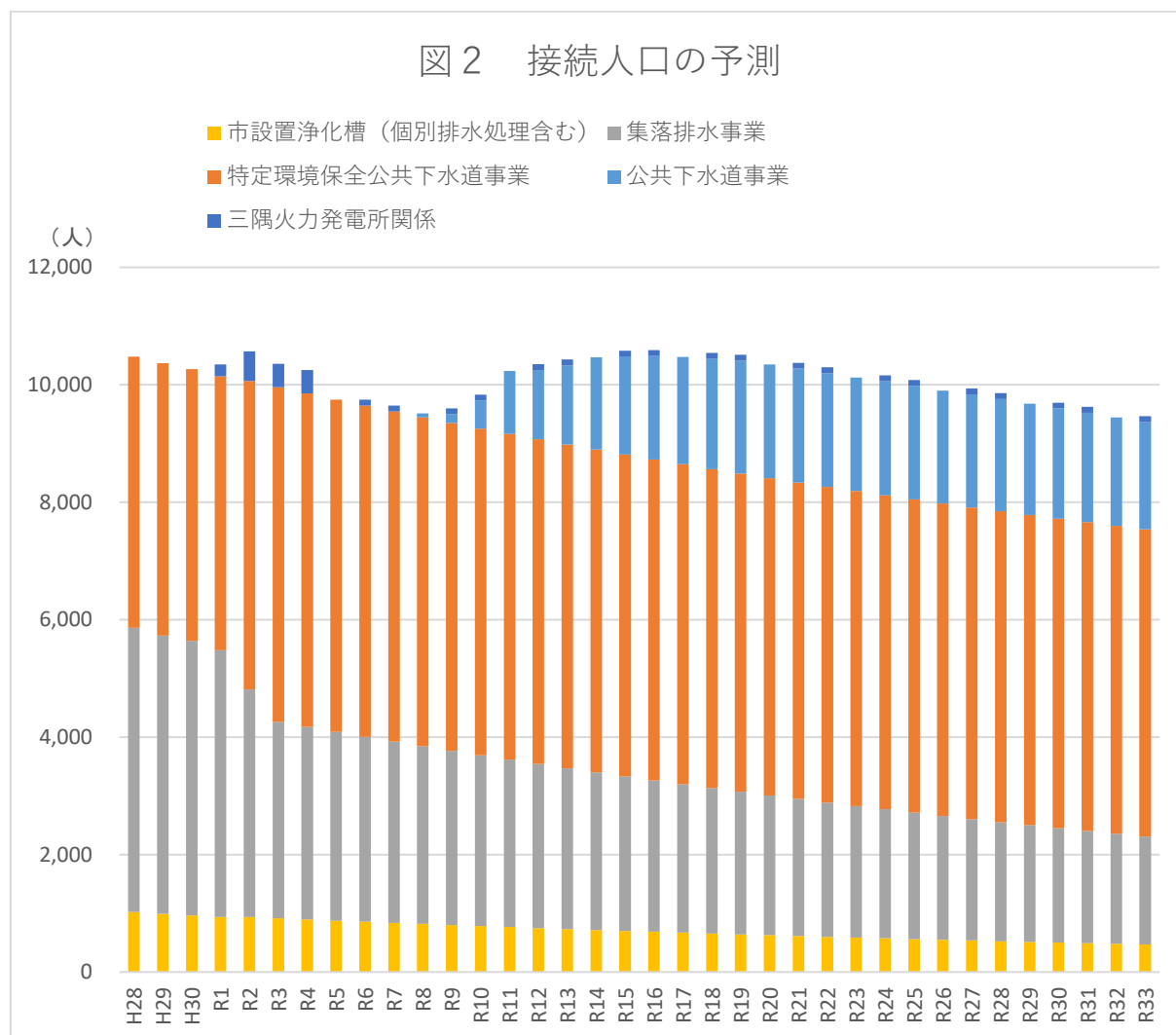


※集落排水事業（農業集落排水事業、漁業集落排水事業）

公共下水道（浜田処理区）の整備による処理区の増により、令和 8 年度に増加するものの、浜田処理区（2 期分）整備完了後の令和 15 年度以降は、減少傾向となる見込みです。

また、使用料収入に大きく影響を与える接続人口の推計を行いました。

人口推計にあたっては、処理区域内人口と同様に、過去の実績、事業計画を基に推計を行い、三隅火力発電所の2号機建設工事や定期点検による人口流入の影響を考慮し該当年度へ加算しました。



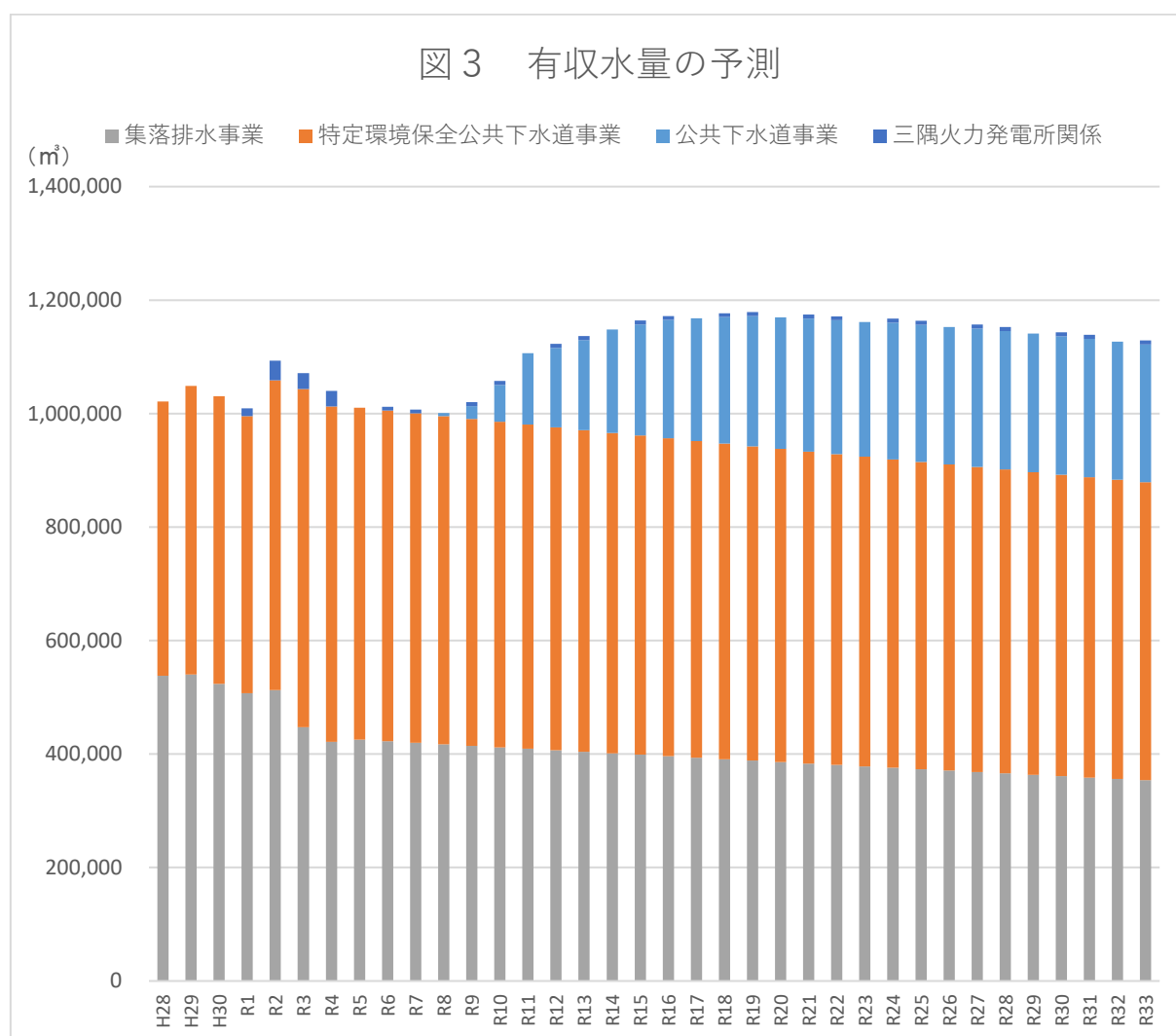
※集落排水事業（農業集落排水事業、漁業集落排水事業）

公共下水道（浜田処理区）の整備や三隅火力発電所の特需による増加が見込めるものの、農業集落、漁業集落排水事業等の処理区域内の人口減少により、全体として大きく増加することは見込めない状況です。

また、接続率の低い処理区を中心に個別訪問などの啓発活動を行い、接続率向上の取組を引き続き行っていく必要があります。

② 有収水量の予測

有収水量の推計にあたっては、接続人口の推計と同様に、過去の実績、事業計画、三隅火力発電所の特需を考慮し推計を行いました。

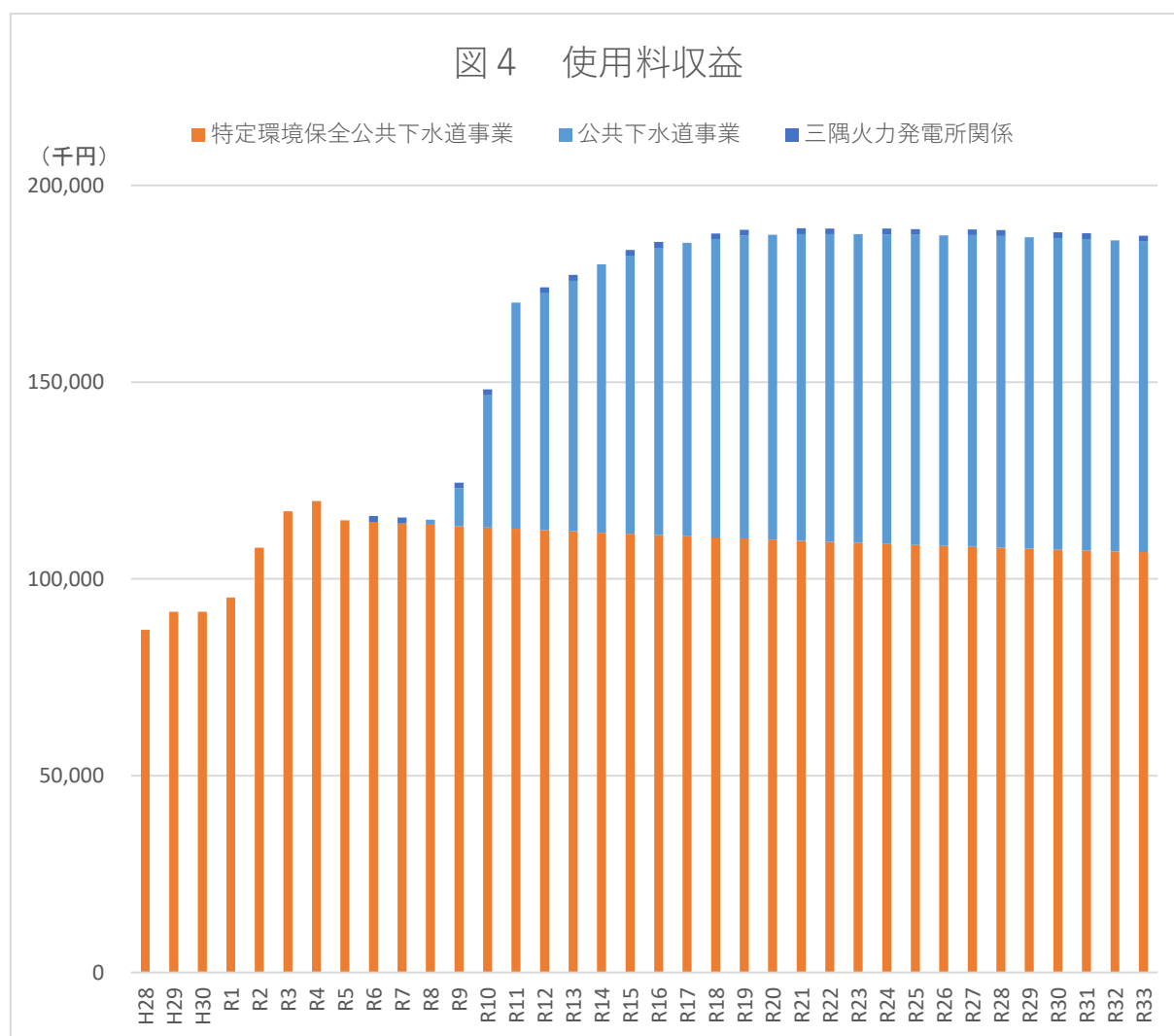


接続人口と同様に、公共下水道（浜田処理区）の整備や三隅火力発電所の特需による増加が見込めるものの、人口減少により、全体として大きく増加することは見込めない状況です。

③ 使用料収入の予測

使用料収入の推計にあたっては、過去の実績を基に変化率の算出及び既存地区の接続率向上への取組を考慮し推計を行いました。

また、浜田処理区下水道事業については、事業計画及びシミュレーションを基に推計を行いました。



特定環境保全公共下水道事業は、三隅火力発電所の2号機建設工事や、三隅地区の集落排水事業を公共下水道へ接続する統合事業の影響により、令和4年度まで増加が見込まれますが、令和5年度以降は三隅火力発電所の特需による一時的な増加が見込まれるものの、人口減少の影響により使用料収入は減少する見込みです。

公共下水道事業(浜田処理区)は、令和8年度から順次供用開始を予定しています。

令和9、10年度は主に公共施設や事業所の早期接続を見込んでおり、前年度に比べ使用料収入が大きく増加する見込みです。

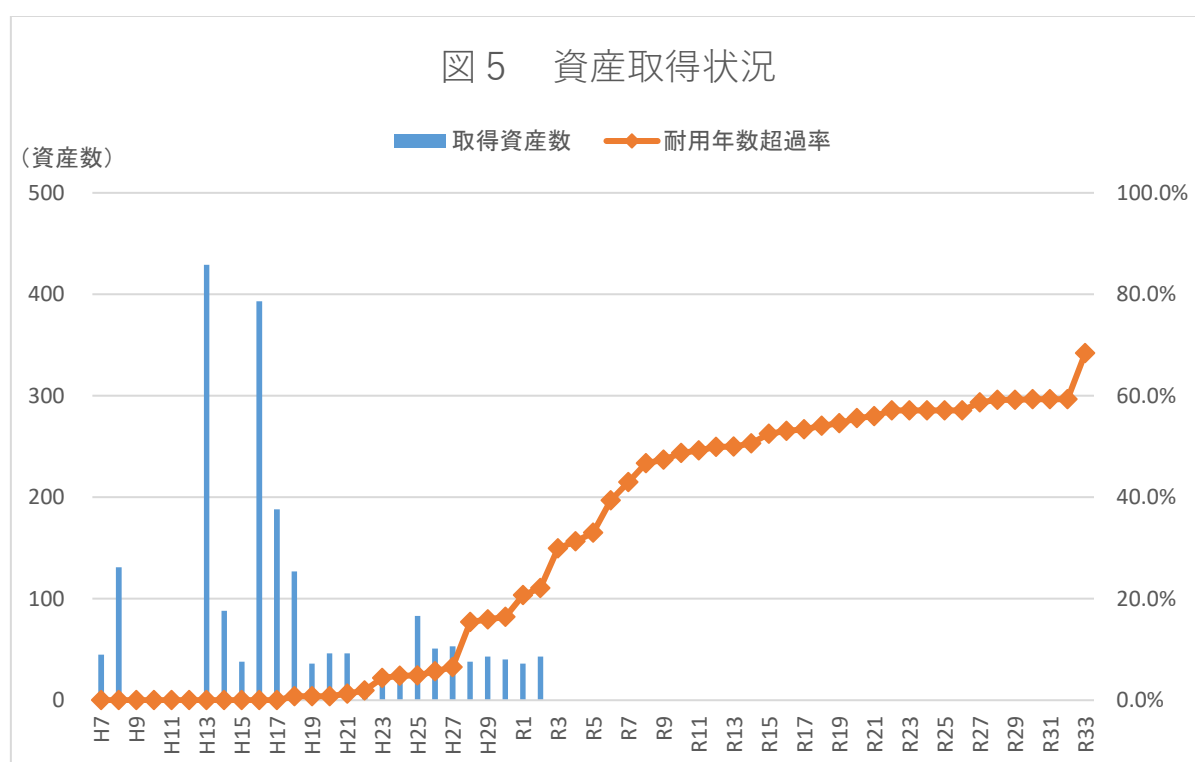
④ 施設の見通し

本市の下水道施設は、三保三隅処理区を平成 14 年に、国府処理区、旭処理区を平成 17 年に供用開始し、いずれの処理区も供用開始から 15 年以上経過しています。

統合事業により三保三隅処理区へ統合した農業集落排水施設は、平成 8 年に供用開始し、25 年が経過しています。

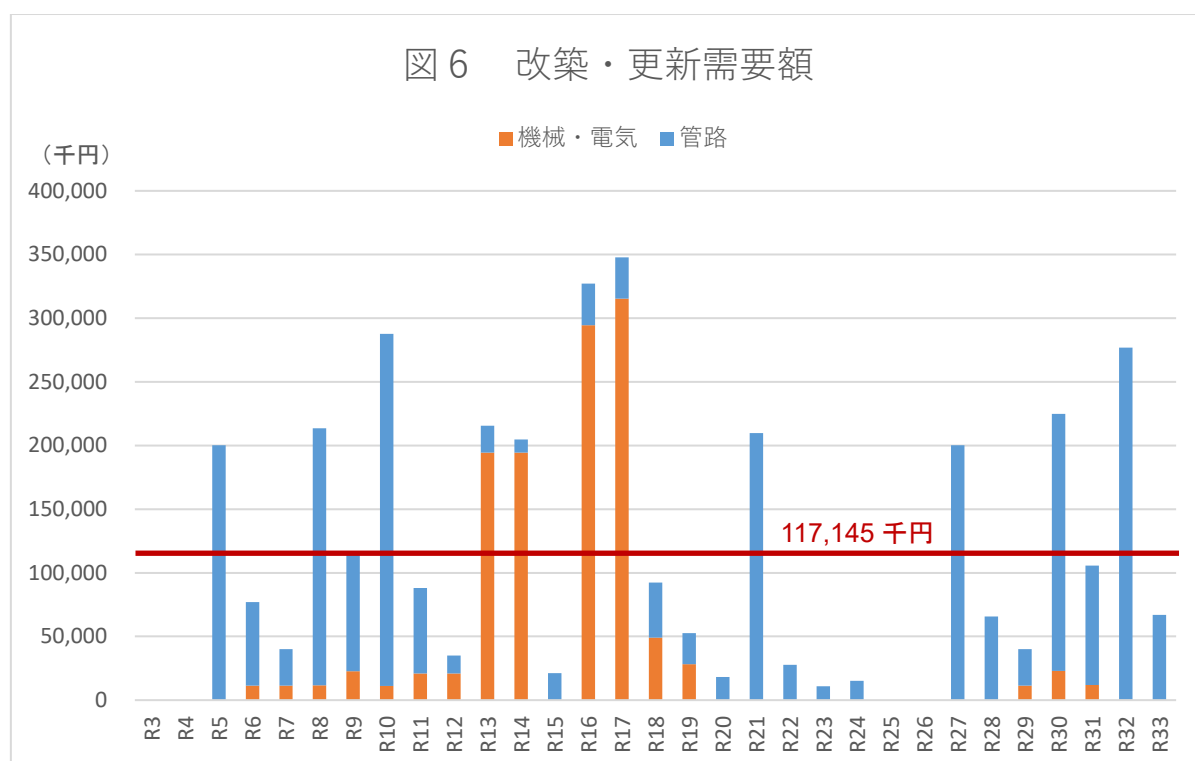
施設の状況は図 5 に示すとおり、平成 10 年代に取得した資産が多く、令和元年度頃から耐用年数超過率が増加していきます。これは、機械、電気設備などの耐用年数(主に 10～20 年)が超過するためです。

令和 30 年度頃からは、管渠の耐用年数(50 年)が超過し、更に耐用年数超過率が増加していきます。



本市では、平成 31 年 1 月に策定したストックマネジメント計画に基づき、適正な管理や早期改修により耐用年数を伸ばすことで、設備投資の増加の抑制を図っています。

ストックマネジメント計画に基づく、改築・更新需要額の見通しは図 6 に示すとおりです。



今後必要となる改築・更新費用の年平均需要額は、117,145 千円を見込んでおり、交付金や企業債などの財源確保、施設の長寿命化が課題となっています。

また、農業集落排水施設や漁業集落排水施設においても同様に老朽化が進んでいるため、三保三隅処理区において、令和 3 年 4 月に三隅地方地区農業集落排水施設を統合し、令和 4 年 4 月に三隅福浦・古湊地区漁業集落排水施設を三保三隅公共下水道へ統合しました。

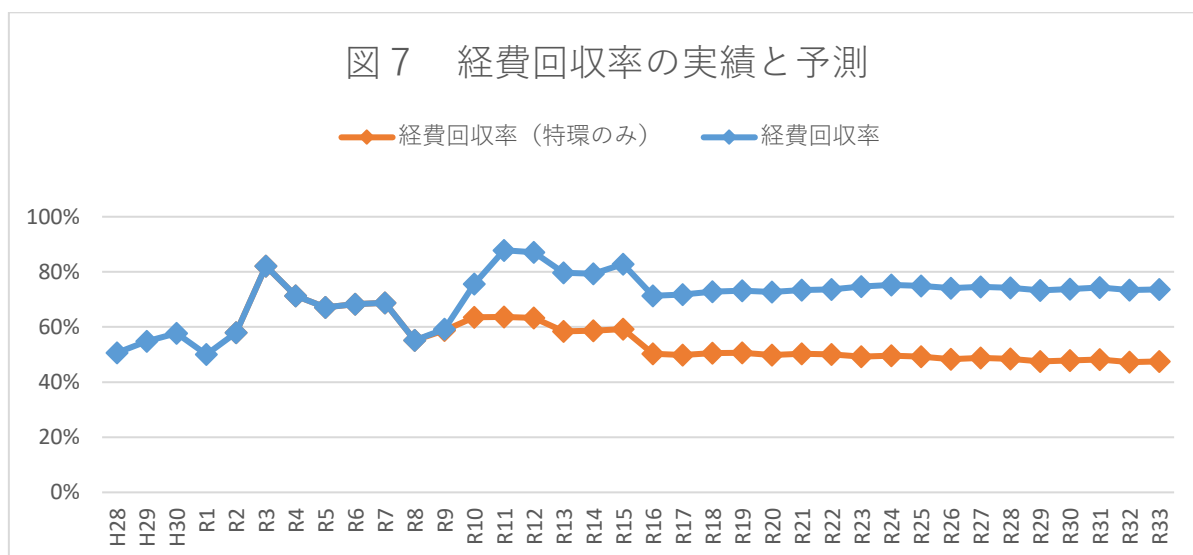
古湊地区漁業集落排水施設の管渠の一部は昭和 63 年度に取得しており、30 年以上（耐用年数の 66%）が経過しているため、更新需要が見込まれます。

今後、施設の適切な管理運営を行うためにも、処理施設の集約化、効率化などを図っていく必要があります。

⑤ 経費回収率の予測

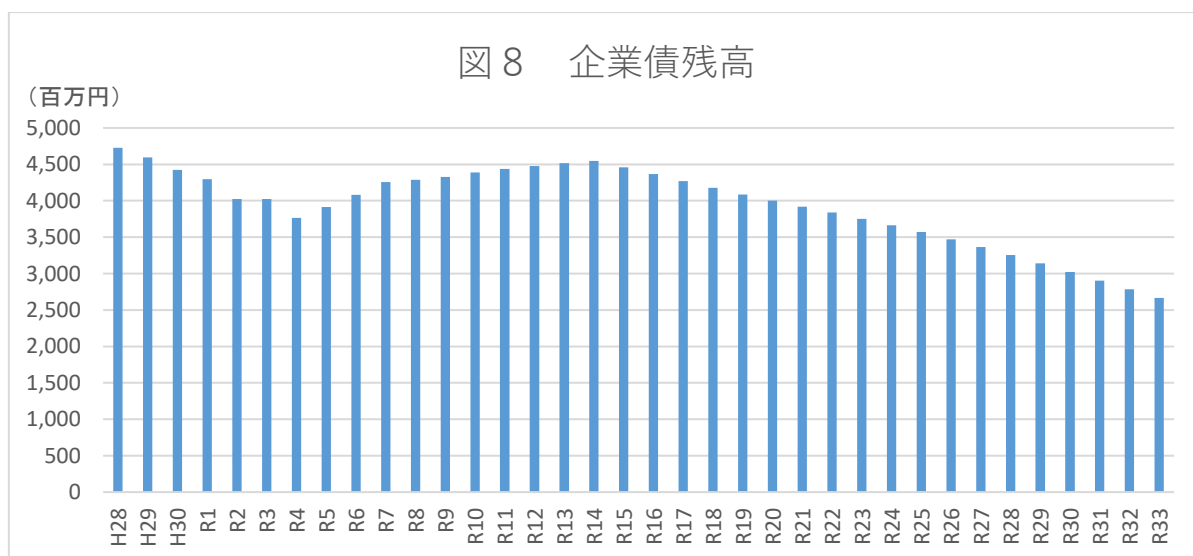
本事業の経費回収率は、三隅地区の農業集落、漁業集落排水統合事業による使用料収入の増加により令和 3 年度に上昇します。

令和 9 年度には、浜田処理区整備事業の公共施設や事業所の早期接続を見込んでおり、一時的に上昇しますが、令和 13 年度以降は、既存地区の高資本費対策経費に対する国の財政措置の年限が到来し、基準内繰入額が減少することと、浜田処理区(2 期分)の整備も完了し接続率の伸びが鈍化することが予想されるため、経費回収率が低下し、以降は 80%(既存地区のみは 50%)に満たない率で推移していくことが予想されます。



また、本事業の収支に大きく影響を与える企業債残高の見通しは、下図のとおりです。

過去の建設事業の財源となった企業債残高は償還が進むことで令和 4 年度までは減少しますが、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合事業及び浜田処理区整備事業により令和 14 年度まで増加に転じ、以降は減少する見込みです。



本事業の財源は、多額の企業債に依存しています。

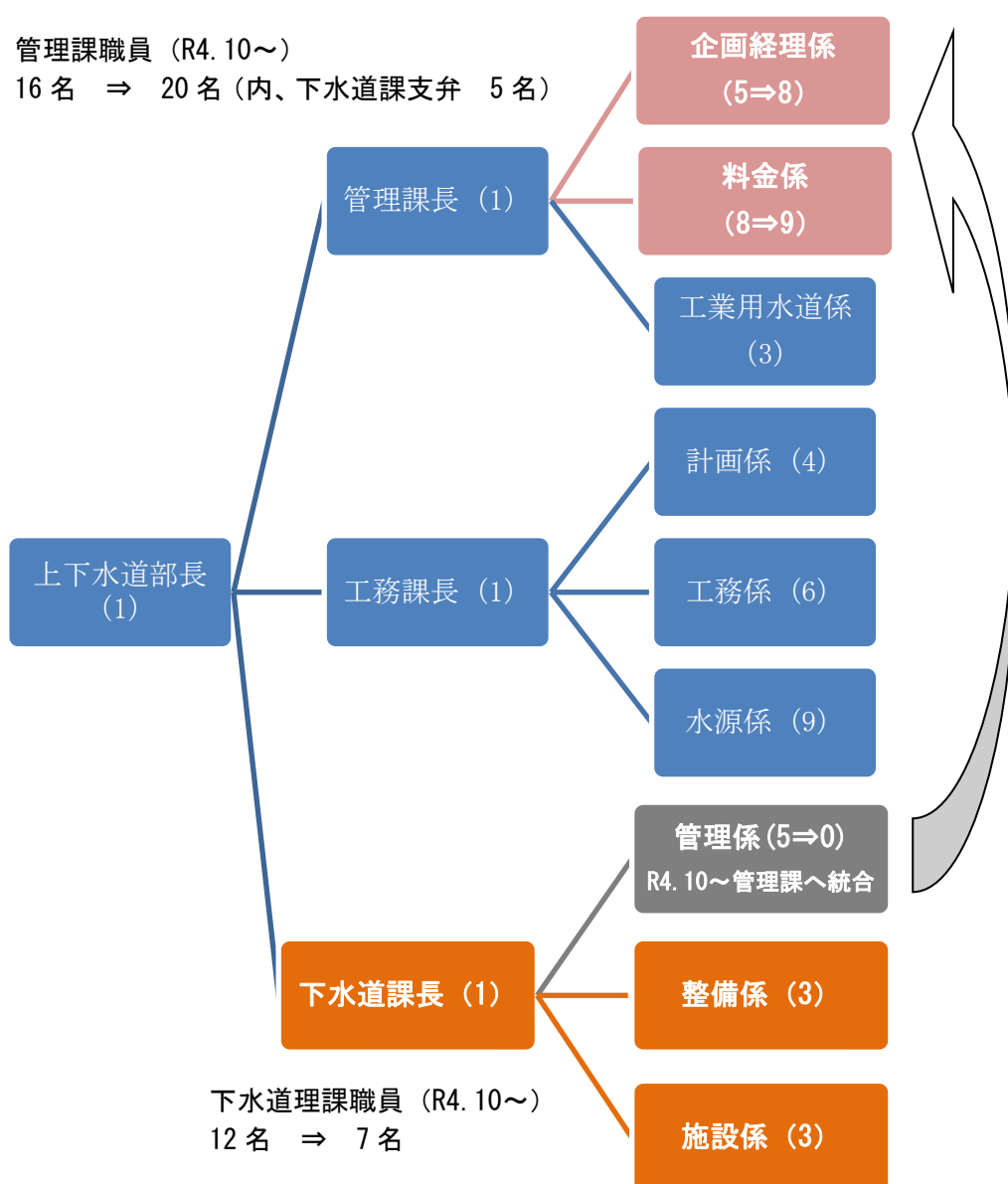
今後、施設の改築・更新需要が高まるなか、財源確保のためには、組織の合理化や事業の効率化に努めるとともに、更なる財源確保に向けた取組を行っていく必要があります。

⑥ 組織の見直し

令和４年１０月に機構改革を行い、下水道課管理係を管理課へ統合し、事務の効率化を図ることとしています。また、情報通信技術の活用により、下水道施設の監視システムを水道事業の監視システムと統一することにより上下水道事業での一元管理が可能となるため、維持管理業務の効率化に向けた取組も進めていきます。

令和６年４月に農業集落排水事業、漁業集落排水事業、生活排水処理事業の３つ特別会計について公営企業会計への移行を予定しており、移行事務や浜田処理区下水道整備事業による業務量の増大が予想されるため、これらの業務対応のための一時的な人員増加が必要な状況です。

公営企業会計移行と浜田処理区整備事業完了後に、上下水道部全体で改めて組織の見直しを行い、効率化、合理化を進めます。



4. 経営の基本方針

本市は、住民に清潔で快適な生活をもたらすのみならず、河川等の水質を保全し、海の資源を豊かにするために下水道整備を進めています。

環境保全への効果が特に高く見込まれることから、公共施設や事業所が多い浜田市の中心市街地（浜田処理区）の下水道整備事業に着手しました。

そのための経営基本方針は、次のとおりです。



○適切で計画的な事業執行

- 1) 浜田処理区整備事業においては、早期に効果が発現できるよう、官民連携手法の導入を目指し、早期整備完了に努めます。
- 2) 施設の老朽化等による改築・更新需要が高まるなか、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築・更新を行い、施設の長寿命化を図ります。

○収入の確保

- 1) 財政基盤強化のため、経費回収率の目標値を定め、コスト管理に努めます。
- 2) 収入の基盤である使用料収入確保のため、接続率向上のため普及啓発を行うとともに、公平性の観点からも債権管理を適切に行い、使用料を確実に収入します。
- 3) 国庫補助金を活用するとともに、企業債の発行総額を管理し、企業債の元利償還が毎年の事業費を圧迫しないよう、企業債残高の抑制に努めます。
- 4) 事業実施において支障とならないよう、資金需要を精査し資金調達を行います。

○水洗化の促進

- 1) 下水道の役割に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。
- 2) 浜田処理区の早期接続のための優遇策を検討し、水洗化率の向上を図ります。

5. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙「投資・財政計画」のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

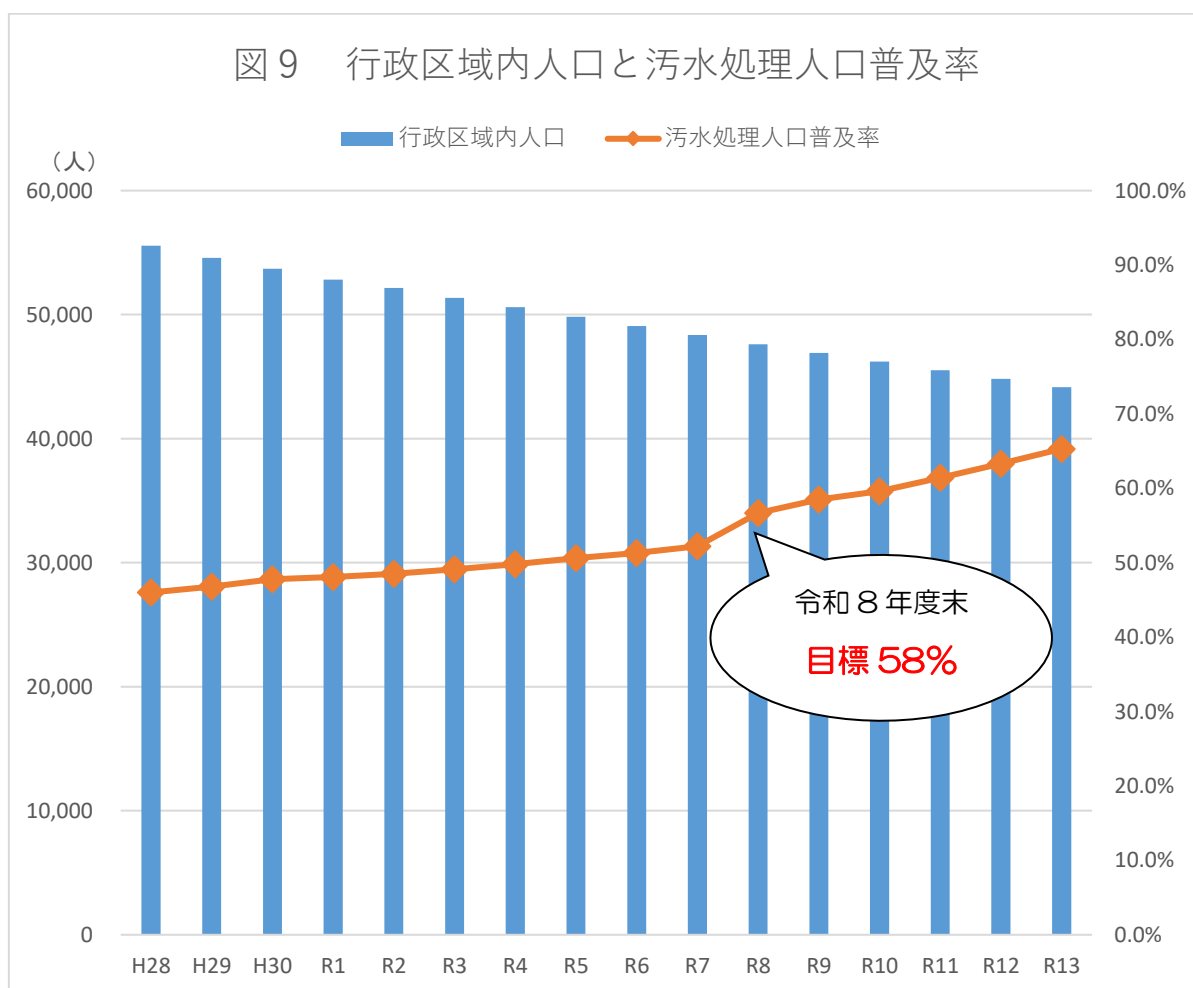
【投資の目標】

本市の汚水処理人口普及率は、令和 2 年度末 48.5%で、島根県平均の 82.0%を大きく下回っています。(島根県西部4市の平均は 49.4%となっています。)

汚水処理人口普及率向上のため、令和 2 年度より浜田処理区下水道整備事業に着手し、令和 8 年度より順次供用開始予定としています。

また、下水道整備区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

令和 8 年度末の汚水処理人口普及率 58%を目指します。



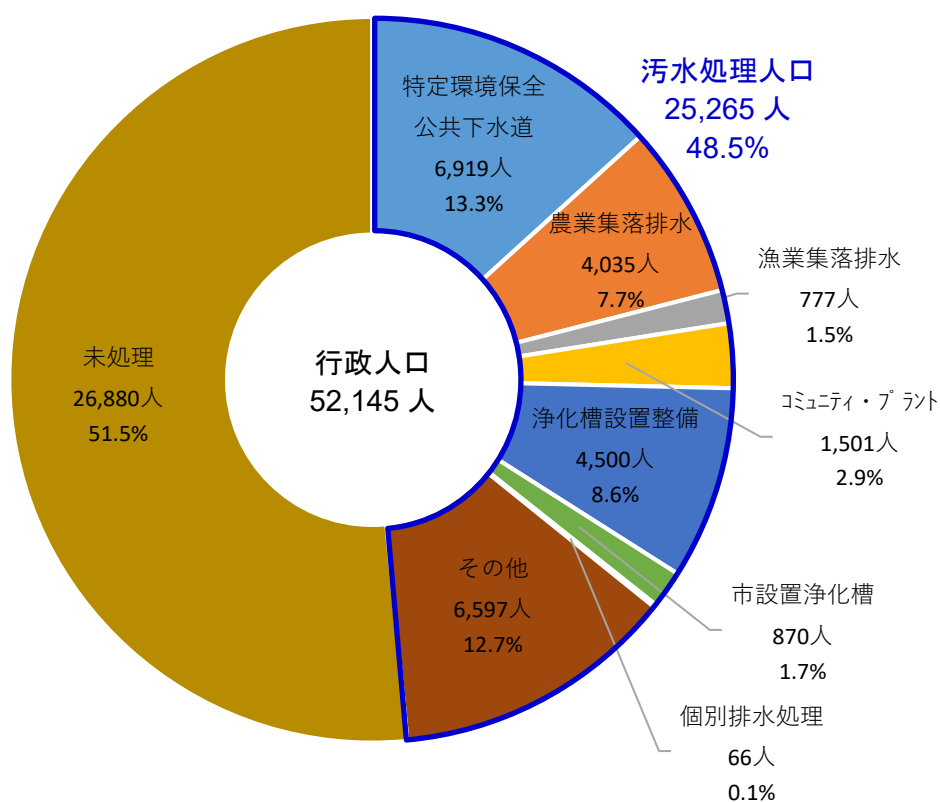
令和２年度末の汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

令和2年度末 汚水処理人口普及率

	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	コミュニティ ・プラント	浄化槽設置整備 (個人設置) ※補助有	市設置 浄化槽	個別排水 処理	その他 (個人設置) ※補助無	汚水処理 合計
普及人口	6,919	4,035	777	1,501	4,500	870	66	6,597	25,265
普及率	13.3%	7.7%	1.5%	2.9%	8.6%	1.7%	0.1%	12.7%	48.5%

※行政人口 52,145 人

図 1 0 令和2年度汚水処理人口普及率



※浄化槽については設置時の種類で記載しており、譲渡を受けた浄化槽は市設置浄化槽には含んでいません。

【建設・更新に関する事項】

建設事業については、下水道整備計画に基づき事業を実施します。

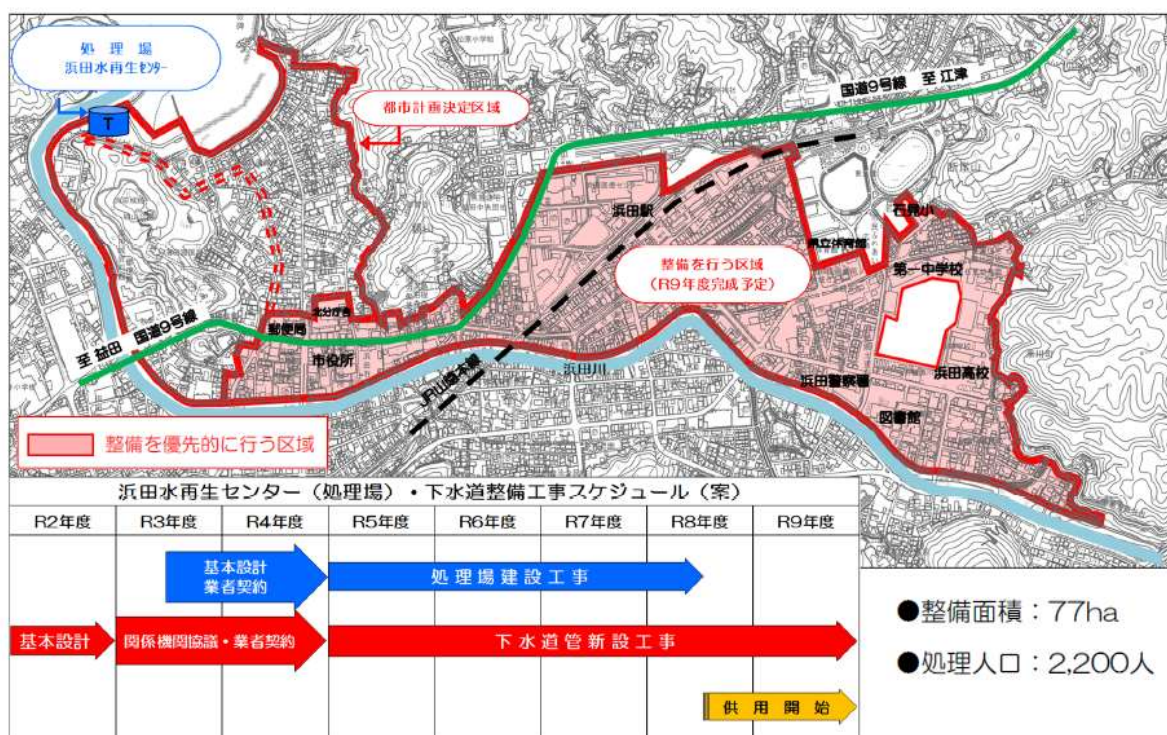
更新事業については、ストックマネジメント計画に基づき事業を実施します。

それぞれの事業について事業年度、事業費、補助率をもとに投資・財政計画に反映します。

1. 浜田処理区整備事業

市街地の下水道整備を行い、快適な生活環境を提供し、海や河川の水質保全を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	45 億 2,430 万円
内容	設計業務・処理場建設・管渠工事等
補助率	50%・55%



2. スtockマネジメント改築事業

ストックマネジメント計画に基づき、3 処理区の施設の改築・更新を効率的に行い、施設の長寿命化を図ります。

事業年度	R4～R13
事業費	5 億 8,410 万円
内容	管渠・ポンプ場・処理場設備改築 調査点検等
補助率	50%・55%

【職員給与費に関する事項】

浜田処理区整備事業を進めるため、一時的に人員増の必要性も見込まれますが、令和 3 年度の人員数 3 名分(うち会計年度職員 1 名)の給与費について、過年度実績及び令和 3 年度見込額をもとに計上します。

【地方債償還金に関する事項】

令和 3 年度までに借り入れた起債の元金償還予定額を計上。

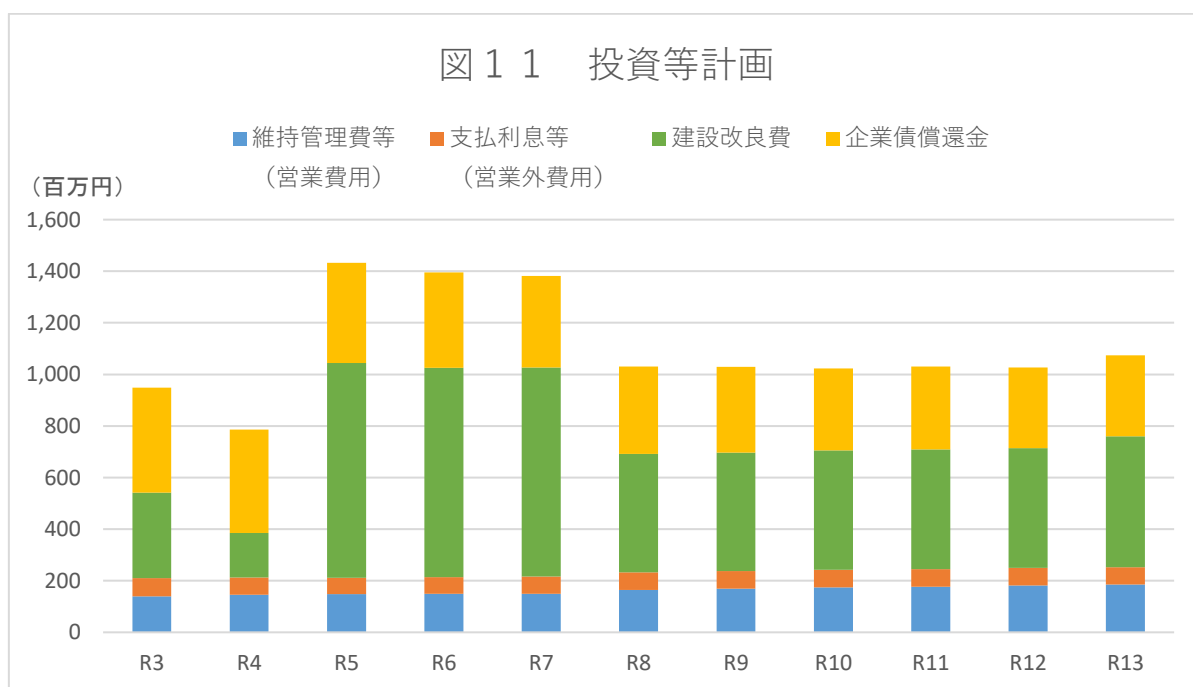
償還期間:10~40 年

令和 4 年度以降に借り入れる資本費平準化債の元金償還見込額を計上。

償還期間:10 年

令和 4 年度以降に借り入れる建設・更新起債の元金償還見込額を計上。

償還期間:10 年~40 年



(単位: 百万円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
維持管理費等 (営業費用)	139	146	148	149	149	164	169	174	177	182	185
支払利息等 (営業外費用)	71	67	64	65	67	68	68	68	68	68	67
建設改良費	332	172	832	811	811	460	460	464	464	464	508
企業債償還金	407	401	389	370	355	339	332	317	322	313	314
合 計	949	786	1,433	1,395	1,382	1,031	1,029	1,023	1,031	1,027	1,074

② 収支計画のうち財源についての説明

【財源の目標】

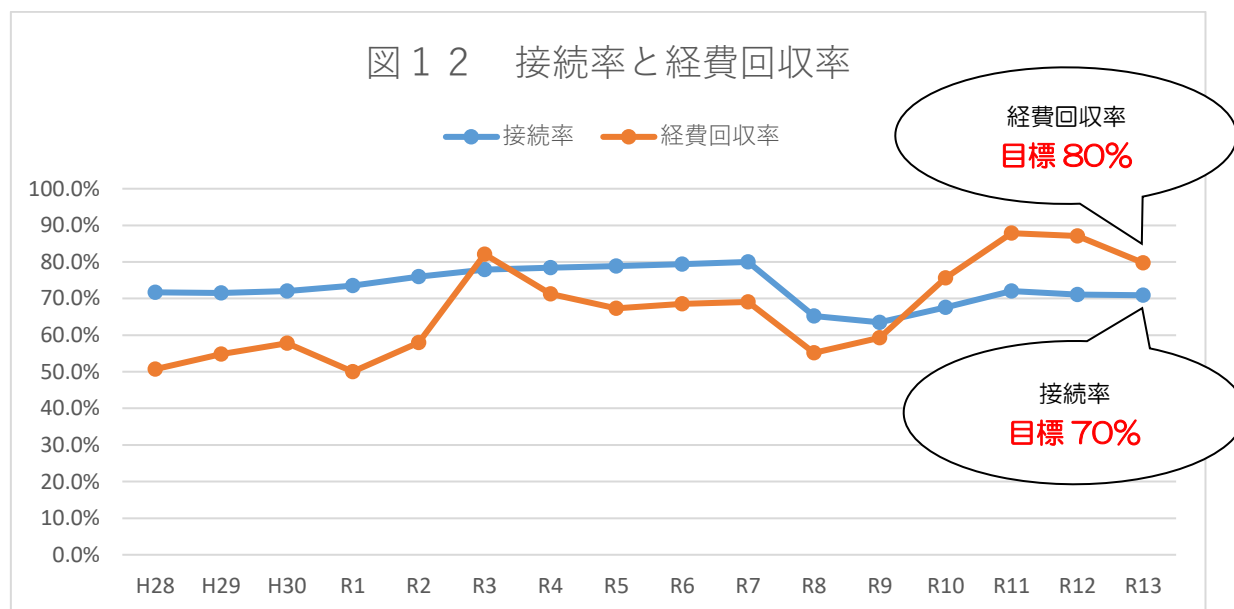
計画期間 10 年目(令和 13 年度)の目標値

接続率 70%を目指します。

浜田処理区の供用開始により接続率は一旦低下しますが、既存地区への啓発活動や浜田処理区の早期接続のための優遇策の検討を行い、接続率の向上を目指します。

経費回収率 80%を目指します。

組織統合による事務の効率化による経費削減や適正な料金収入の確保に努め、経費回収率の向上を目指します。



【使用料収入に関する事項】

使用料収入の計画にあたっては、人口減少・節水志向等の事情、接続率向上の取組、浜田処理区供用開始を勘案し、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合事業により接続する旧集落排水事業地区は減少を見込み、既存の処理区域は横ばいの見込みとしました。

また、使用料収入に係る各項目の、過去の変化率及び水洗化率の向上を勘案し算定しました。なお、消費税額は現状の税率 10%で計上しました。

(算定方法)

・国府、旭、三隅処理区

三隅火力発電所 2 号機建設工事に伴う特需の影響を受けない平成 30 年度の調定件数をベースに、過去 5 年の世帯数の減を年 0.6%の減少率として、基本料金内の使用者の減少を見込んでいる。

・中国電力火力発電所点検作業による入込数を加算している。

【補助金及び起債に関する事項】

1. 国庫補助金

建設投資に係る財源として、国庫補助金(社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金)を最大限活用することとし、補助対象事業に対し、50%・55%の補助率に応じた見込額を計上します。

なお、令和 2 年 3 月 31 日付で「社会資本整備総合交付金交付要綱」が改正され、同日付の国土交通省 水管理・国土保全局下水道部 下水道事業課長通知により、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の令和 7 年度以降の交付要件について、「公営企業会計を導入済みの地方公共団体について、令和 2 年度以降、少なくとも 5 年に 1 回の頻度で、下水道使用料の改定に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること」とされました。

このため、見直し後の交付要件に対応し、確実に国庫補助金を確保するとともに、今後も交付要件について動向を注視しながら、本市の財源計画への影響を考慮していきます。

社会資本整備総合交付金		補助金
浜田処理区整備事業	R4～R13	18 億 6,360 万円
ストックマネジメント改築事業	R4～R13	2 億 4,850 万円

2. 地方債

建設・更新事業から補助金等の特定財源を除き、10 万円単位での借入見込額を計上します。

建設・更新事業等		起債額
浜田処理区整備事業	R4～R13	26 億 4,080 万円
ストックマネジメント改築事業	R4～R13	3 億 2,320 万円

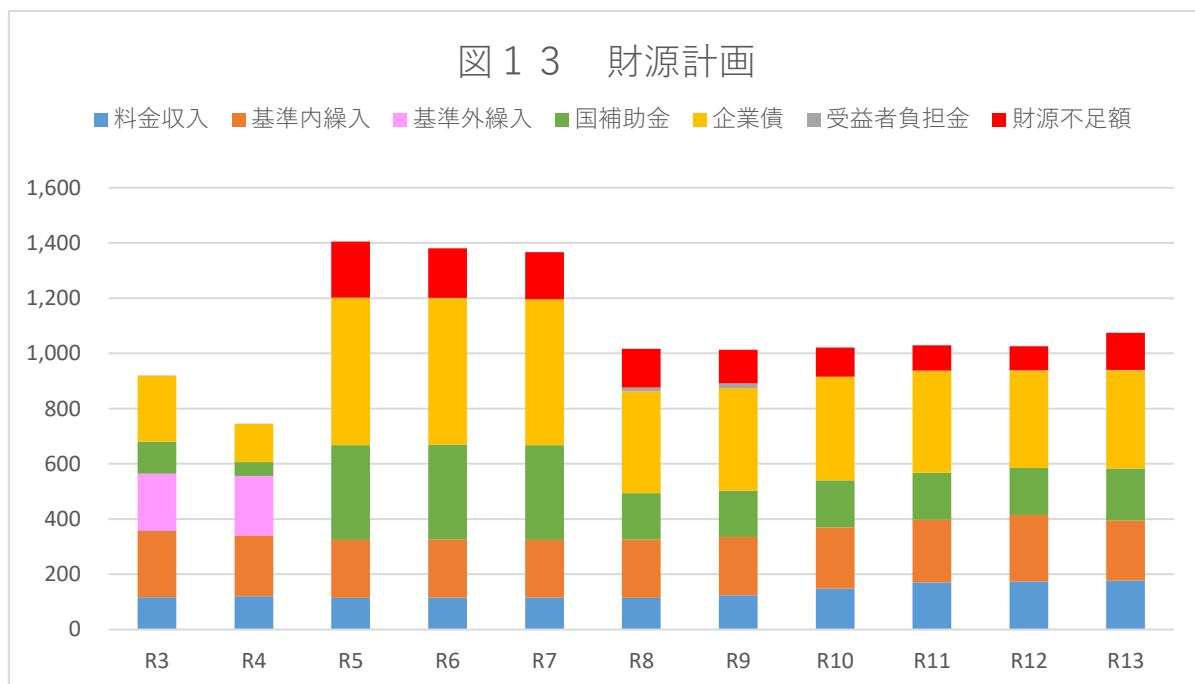
【繰入金等に関する事項】

財源不足額に対し、総務省が定める繰出し基準に基づく一般会計からの基準内繰入を充当してもなお財源が不足しています。

これまでは一般会計からの基準外繰入により不足額を賄ってきましたが、今後は地方公営企業の独立採算の原則に則り、事業運営に必要な財源である使用料の確保と経費節減に取り組み、基準外繰入の抑制を図るよう努めます。

一般会計繰入金			繰入額	備考
収益分	基準内繰入	R4～R13	21 億 8,228 万 4 千円	高資本費対策・分流式下水道等に要する経費
資本分	基準内繰入	R4～R13	なし	

財源不足分			財源不足額	備考
収益分	職員給与費、 維持管理費の 一部等	R4～R13	6 億 676 万円	従前の基準外繰入 なお、令和 4 年度につ いては基準外繰入として 財源措置
資本分	企業債償還元 金、建設改 良事業費の一 部、職員給与 費	R4～R13	8 億 4,441 万 5 千円	従前の基準外繰入 なお、令和 4 年度につ いては基準外繰入として 財源措置



(単位：百万円)

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
料 金 収 入	117	120	115	116	116	115	124	148	170	174	177
基 準 内 繰 入	240	221	210	211	209	211	211	222	228	241	218
基 準 外 繰 入	208	216									
財 源 不 足 額	-	-	203	180	170	140	122	106	92	87	135
国 補 助 金	115	49	343	343	343	168	168	170	170	170	188
企 業 債	239	138	534	530	528	368	371	375	369	353	356
受 益 者 負 担 金	1.3	0.7	0.7	0.7	0.7	14.7	17.7	0.9	0.9	0.9	0.9
合 計	920.3	744.7	1,405.7	1,380.7	1,366.7	1,016.7	1,013.7	1,021.9	1,029.9	1,025.9	1,074.9

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【職員給与費に関する事項】

4 名分の給与費を、過年度実績及び令和 3 年度見込額をもとに計上します。

【動力費に関する事項】

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇※を反映した見込額を計上します。

【薬品費に関する事項】

過年度実績及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇※を反映した見込額を計上します。

【修繕費に関する事項】

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額を反映した見込額を計上します。

【委託費に関する事項】

民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。

過年度実績、三隅地区の集落排水施設の公共下水道への統合及び浜田処理区の供用開始による影響額及び物価上昇※を反映した見込額を計上します。

【地方債償還利子に関する事項】

公的資金等低利の起債を優先的に活用し、利子償還額を抑制します。

令和 3 年度までに借り入れた起債の償還予定見込額を計上します。

利率:0.006～2.3%

令和 4 年度以降に借り入れる建設・更新起債の償還予定見込額を計上します。

利率:1.1%

平成 4 年度以降に借り入れる資本費平準化債起債の償還利子を計上します。

利率:1.1%

なお、消費税額は現状の税率 10%で計上します。

※ 物価上昇については、国府処理区整備工事や三隅火力発電所の特需の影響により過去の実績からの予測が立て辛いため、水道事業の予測値(毎年度 1%程度)を参考に見込額の算出を行います。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化については他自治体との検討が必要なため、計画には反映されていませんが、島根県が実施中の広域化・共同化についての検討結果を参考に実施の可能性について検討します。 また、更なる処理区の統合などの可能性について検討します。
投資の平準化に関する事項	下水道整備計画及びストックマネジメント計画に基づき優先順位を判断し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFI など)	PPP・PFI など民間活力を活用している自治体の調査及び手法の長所・短所等、先進地を研究し、導入に向けて検討します。 浜田処理区整備事業においては、効率的な整備を目指し、官民連携事業(設計施工一括発注(DB)方式)の導入を目指します。
その他の取組	投資を行う場合は、現状把握と将来必要となる住民サービスの予測を行い、事業規模、整備手法及び事業の優先順位等、最適なものを選択し合理化に努めます。将来需要の予測によってはスペックダウンや更なる統廃合を検討します。 浜田処理区の処理場建設にあたっては、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入を検討します。  SDGs目標「6 安全な水とトイレを世界中に」、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「14 海の豊かさを守ろう」の実現を目指します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直し に関する事項

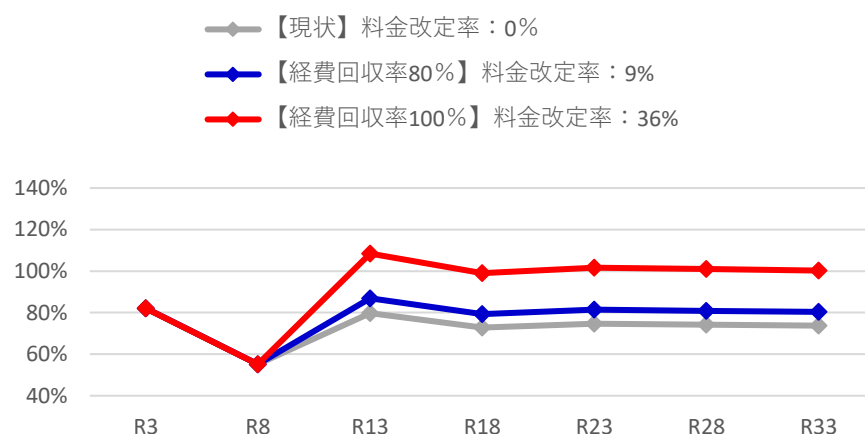
下水道事業の経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないと定められていますが、本市では使用料収入の不足分を一般会計からの基準外繰入金に頼っています。

そのため、経費の削減に努め、一般会計からの基準外繰入金の抑制のための取組を行っていく必要があります。

図 14 は、30 年後に経費回収率を 80%、100%とする場合に必要な使用料改定率を示したものです。また、図 15 は既存地区(特環)のみで必要な使用料改定率を示したものとなります。

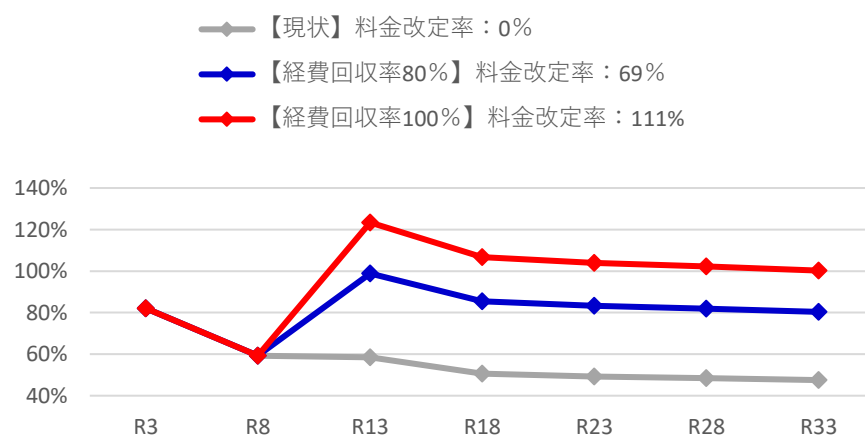
全体としては、浜田処理区整備により、改定率 36%で経費回収率が 100%となる見込みです。

図 14 経費回収率シミュレーション



既存地区(特環)のみで試算した場合は、人口減少の影響により改定率 69%、111%と大幅な改定が必要となります。

図 15 経費回収率シミュレーション (特環)



いずれも、浜田処理区の優先整備区域の供用開始による経営への影響を極力反映するため、令和 10 年度に料金改定を行った場合で試

	算しています。 現行の料金水準では、浜田処理区整備事業により一時的な増加が期待できるものの、人口減少の影響により浜田処理区(2期分)整備完了以降は、使用料で経費を賄うことが難しい状況です。 令和8年度より順次供用開始を予定している浜田処理区の収支状況などを踏まえ、適正な料金水準の検証を行い、下水道使用料の改定の必要性について検討を行っていきます。 国において、高資本費対策に要する経費に対する繰出し基準の見直しが検討されています。 この見直しにより基準内繰入額が減額となる場合は、大幅な料金改定または基準外繰入の増加もしくは起債の元利償還のための資金借入の増加を行う必要があるため、今後の動向を注視する必要があります。
資産活用による 収入増加の 取組について	本市の事業規模では資産活用に係る事業の拡大は経営として採算が取れないと考えるため、取組の予定はありません。
その他の取組	交付税措置の対象となる有利な起債、公的資金等低利の起債を優先的に活用します。 起債の元利償還の財源に充てるため、令和2年度までは資本費平準化債を利用しており、令和3年度以降も資本費平準化債の利用を予定しています。 なお、未利用施設に係る利子分に係る資本費平準化債については、供用開始または事業計画変更から15年を経過する処理区に係る額を除いています。 下水道への関心、理解を深めてもらうことを目的とした啓発活動の一環として、処理場の汚泥を肥料化し、無料配布する取組や浜田市マンホールカードの作成、配布により情報発信を行っており、今後もこうした普及活動の継続、推進に努めます。 未接続者への接続勧奨など更なる接続率の向上に努め、経費回収率の改善を図ることにより一般会計からの繰出金の抑制に努めます。  マンホールカード

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)	今後も民間に維持管理業務等を委託し、民間のノウハウを活用します。また、包括的民間委託等の民間活力の積極的な活用を検討します。
職員給与費に関する事項	水道事業との更なる組織統合を検討し、業務量に応じた適正な職員配置となるよう見直します。
動力費に関する事項	毎月の動力費を補助簿で管理し、前月及び前年同月との比較を行っています。増額の場合は原因を追究し、不具合に対しては早期に対応し、動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	薬品費削減に向け、抑制方法を検討します。
修繕費に関する事項	異物詰まりによるポンプの故障や管渠の閉塞などを防ぐため、使用者に下水道の正しい使用方法等を周知し、修繕費の削減に努めます。また、不具合に対しては早期に対応し、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	維持管理業務については、今後も民間のノウハウ、経営資源を活用し、効率的で質の高い業務を行うため、委託内容の見直し及び委託業務の拡大を検討します。また、会計処理や料金システムの保守など、高度で専門的知識、技術を要する事務について、外部の専門家や業者の支援を受けながら、効率的で適切な業務を行っていきます。
その他の取組	合成洗剤などに含まれる成分のなかには、処理場では取り除くことができないものもあります。環境に優しい洗剤の使用など、下水道の正しい使用方法等を周知し、海、川などの公共用水域の水質保全と処理場への負荷軽減に向けた啓発に努めます。 その他の経費について、増減要因分析、他団体比較等により、経費の抑制に努めます。  

6. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

投資・財政計画の達成状況について、PDCA サイクルにより、毎年度進捗管理(モニタリング)を行います。

また、経営戦略の見直し(ローリング)については、令和 8 年度より順次供用開始を予定している浜田処理区下水道整備事業の進捗状況や、残る 3 つの特別会計の公営企業会計移行後の収支や組織の状況を踏まえ、見直しを行います。

その後、5 年ごとにローリングを行い、投資・財政計画に未反映の取組及び今後検討予定の取組の具体化並びに将来の事業環境の変化への適応など、より充実した計画となるよう努めます。



経営比較分析表（令和元年度決算）

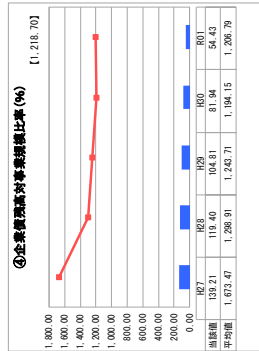
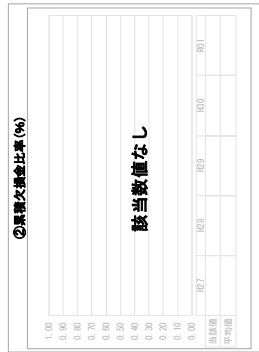
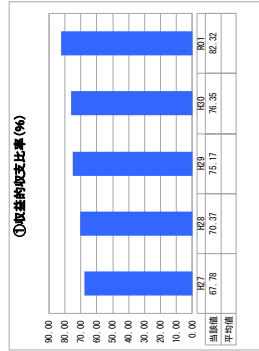
鳥取県 浜田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	02	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	15㎡20㎡増大り埋蔵金 (円)
-		12.00	96.34	3,025

面積 (km ²)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
690.68	53,330	77.21
処理区域面積 (km ²)	処理区域人口 (人)	処理区域人口密度 (人/km ²)
2.19	6,342	2,895.89

当該団体値 (当該値)	類似団体平均値 (平均値)
令和元年度全国平均	

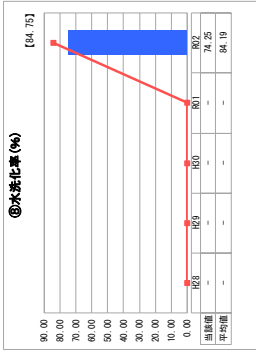
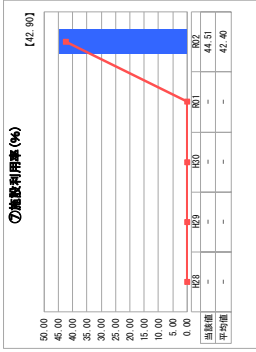
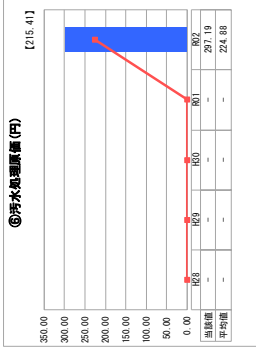
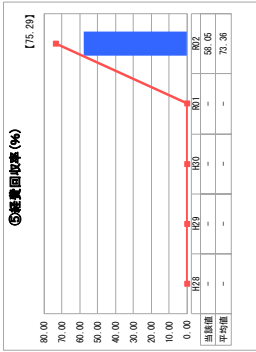
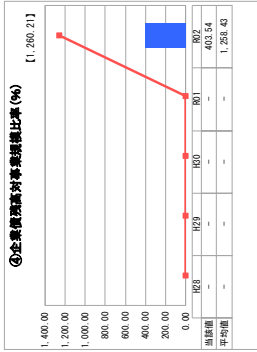
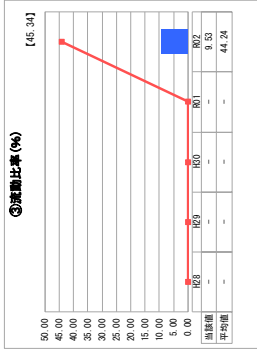
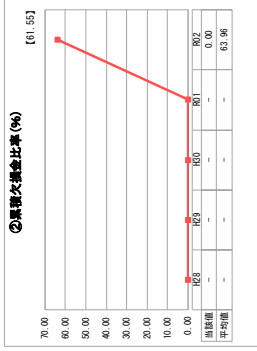
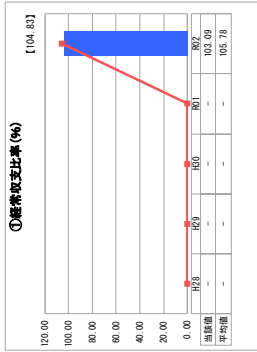
1. 経営の健全性・効率性



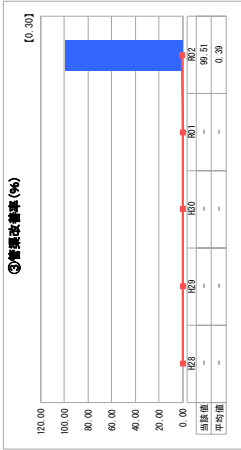
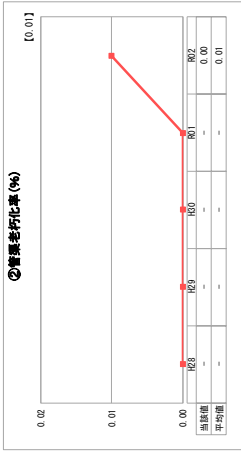
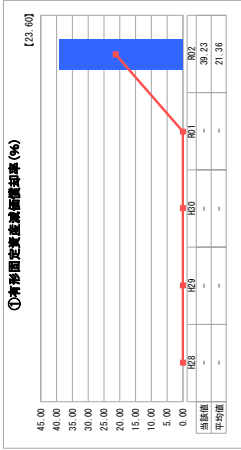
経営比較分析表（令和2年度決算）

鳥取県 浜田市			
事業名	事業種名	事業名	類似団体区分
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	45.34	12.05	100.00
管理者の情報		人口(人)	
非設置		52,605	
1ha当り20㎡以上の敷地面積(m ²)		6,284	
3.025		人口密度(人/km ²)	
2,856.36		処理区域面積(km ²)	
2.20		処理区域人口密度(人/km ²)	
76.16		処理区域人口平均(人/km ²)	
2,856.36		処理区域人口平均(人/km ²)	

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
本市の特定環境保全公共下水道事業は、令和2年度から地方公営企業法を適用した。
本事業の⑧水化率は、国際処理区の水化率が低率であることから、74%と類似団体と比べても約10%ほど低い水準である。有収水量も過少であり、⑤汚水処理原価が類似団体・全国平均を上回り、⑥経費回収率は100%を大幅に下回っている。このため、一般収支比率を100%以上に維持することにより、①経常収支比率を100%以上に維持することにより、③短期的な事例に対する支払い能力を確保する流動比率は100%程度を確保している。大規模な設備更新には必要経費の確保と、一般収支比率の資金不足を一般会計からの一時借入金で賄う計画となっていることがある。
経費改善及び公共用水域の水質保全のため、接続促進を行い、使用料収入、水化率の向上を早期に図ることが課題である。あわせて汚水処理量の削減に努め、健全経営を目指す必要がある。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、類似団体と比べ、高い割合となっている。これは、資産取得から15年以上経過していることが要因であるが、この財産は設備の償還に充てられており、法定耐用年数に達した際の改修のための財源は確保できている。
②③最も供用開始の早い処理区でも経過年数が20年程度であり、管渠の更新は未着手である。
処理施設の電気、機械設備は老朽化が進んでいるため、設備の更新費用が増加しており、今後モストックマネジメント計画に基づき施設の改修更新を行っていく必要がある。

※③営業改善率(%)の20年度決算数値については、入力に誤りがあったため、正しい営業改善率は0.00%である。

全体総括

総収益のうち、一般会計からの繰入金が大半を占めており、基盤内繰入である施設本費対策に要する経費や分流式下水道等に要する経費以外にも、いわゆる赤字権限分の基盤外繰入を受け入れて経営を行っている。
令和2年度から地方公営企業法を適用し公営企業会計へ移行したこと、経営状況を的確に把握し、また令和4年度に予定している経営戦略の改定により、経営の健全化と投資の効率化の取り組みを進め、将来にわたって持続可能な事業運営の構築を目指す。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損率」、「稼働比率」、「設備稼働率」については、法非通用企業では算出できないため、法適用企業のみの類似団体平均及び全国平均を算出しています。

公共下水道事業

(単位:千円, %)

区分		年度	前々年度 (前2年度) 〔決算〕	前年度 (前3年度) 〔決算〕 〔見込〕	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的収入	1. 営業収入	(A)	120,229	118,591	120,552	115,669	116,983	116,416	129,894	142,279	149,119	171,231	175,068	178,249
	(1) 料収入	入	123,587	117,165	119,773	114,879	115,993	115,626	115,049	124,484	148,149	170,261	174,098	177,279
	(2) 受託工事の収益	(B)												
	(3) その他	他	2,642	1,426	779	790	970	790	14,845	17,795	970	970	970	970
	2. 営業外収入	益	405,312	421,507	418,450	324,951	321,700	322,639	341,270	339,445	346,519	352,634	368,394	349,913
	(1) 補助金	金	278,266	277,600	280,400	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	他会計補助金	金	278,266	277,600	280,400	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	その他の補助金	金												
	(2) 長期前受金	戻入	125,573	143,905	139,048	114,625	110,565	113,836	130,108	128,071	124,461	124,909	127,159	132,145
	(3) その他	他	1,473	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
収益的支出	1. 営業費用	(C)	531,541	540,098	539,002	440,620	438,663	439,055	471,164	481,724	495,638	523,865	543,462	528,162
	(1) 職員給与	与	455,649	472,551	471,582	443,079	437,566	435,742	490,965	491,177	485,941	490,521	512,594	515,191
	基本給	給	37,985	34,220	36,327	36,200	36,203	36,207	36,210	36,213	36,217	36,220	36,220	36,220
	退職給付	費	15,705	14,589	15,168	16,380	16,380	16,380	16,380	16,380	16,380	16,380	16,380	16,380
	その他の費用	の	7,800	2,479	3,004	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386	4,386
	修繕費	費	14,480	17,152	18,155	15,434	15,437	15,441	15,444	15,447	15,451	15,454	15,454	15,454
	動力費	費	116,006	105,089	108,991	112,098	112,341	112,586	127,588	132,980	137,482	140,652	145,602	149,152
	修繕費	費	19,521	23,428	23,039	23,269	23,502	23,737	23,974	26,378	29,378	29,878	30,378	33,378
	材料費	費	8,429	4,183	9,303	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	7,000	9,000	9,000
	その他の費用	の	88,056	77,478	76,649	83,829	83,839	83,849	98,614	101,602	103,104	103,774	106,224	106,774
支出	(3) 減価償却	費	301,658	333,242	326,264	294,781	289,022	286,949	327,167	321,984	312,242	313,649	330,772	329,819
	2. 営業外費用	用	60,644	70,930	66,593	64,206	65,414	66,726	68,239	68,097	67,893	67,801	67,538	67,139
	(1) 支払利息	息	49,779	51,030	49,821	47,483	48,691	50,003	51,516	51,374	51,170	51,078	50,815	50,416
	(2) その他	他	10,865	19,900	16,772	16,723	16,723	16,723	16,723	16,723	16,723	16,723	16,723	16,723
	支出	(D)	516,293	543,481	538,175	507,285	502,980	502,468	559,204	559,274	553,834	558,322	580,132	582,330
	常損	(C)-(D)	15,248	△ 3,383	827	△ 66,665	△ 64,317	△ 63,413	△ 88,040	△ 77,550	△ 58,196	△ 34,457	△ 36,670	△ 54,168
	特別利益	(F)		4,350										
	特別損失	(G)	9,724	300	300	400	400	400	400	400	400	400	400	400
	特別損益	(F)-(G)	△ 9,724	4,050	△ 300	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400	△ 400
	当年度純利益(又は純損失)	(E)+(H)	5,524	667	527	△ 67,065	△ 64,717	△ 63,813	△ 88,440	△ 77,950	△ 58,596	△ 34,857	△ 37,070	△ 54,568
繰越利益剰余金又は累積欠損金	繰越利益剰余金	(I)												
	流動資産	(J)	38,629	47,541	20,656	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	うち未収金	金	16,802	30,032	24,080	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	負債	(K)	396,211	419,635	401,187	383,815	368,352	351,423	343,382	329,323	336,140	325,416	310,460	301,169
	うち建設改良費	分	372,926	399,274	380,644	370,815	355,352	338,423	330,382	316,323	336,140	312,416	310,460	301,169
	うち一時借入金	金												
	うち未払金	金	16,872	16,872	16,872	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	累積欠損金比率	($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)												
	地方財政法施行令第15条第1項により算定した	(L)	△ 21,757	△ 30,669	△ 3,784									
	資金の不													
地方財政法による資金不足の比率	営業収益－受託工事収益	(A)-(B)		△ 30,669	△ 3,784									
	地方財政法による	(M)	126,229	118,591	120,552	115,669	116,983	116,416	129,894	142,279	149,119	171,231	175,068	178,249
	資金不足の比率	($\frac{(L)}{(M)} \times 100$)	△ 17	△ 26	△ 3									
	健全化法施行令第16条により算定した	(N)	△ 21,757	△ 30,669	△ 3,784									
	資金の不													
	健全化法施行規則第6条に規定する	(O)												
	解消可能な資金不足額													
	健全化法施行令第17条により算定した	(P)	126,229	118,591	120,552	115,669	116,983	116,416	129,894	142,279	149,119	171,231	175,068	178,249
	事業の模													
	健全化法第22条により算定した	(N)/(P)×100	△ 17	△ 26	△ 3									
	資金の不													

公共下水道事業

(単位:千円)

区 分		年 度		前々年度 (R2年度) 〔決 算〕	前年度 (R3年度) 〔決 算〕 〔見 込〕	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		資 本 的 収 入	支 出												
資 本 的 収 入	1. 企 業 費 平 準 化 費	234,900	81,400	239,400	137,900	534,200	529,500	528,200	367,800	371,400	375,200	369,000	352,700	355,700	
	うち 資 本 費 平 準 化 費	81,400	81,500	81,500	63,700	74,800	78,200	76,900	92,000	95,600	99,700	93,500	77,200	64,000	
	2. 他 会 計 補 助 金	118,959	170,729	170,729	156,424										
	3. 他 会 計 補 助 金														
	4. 他 会 計 負 担 金														
資 本 的 支 出	5. 他 会 計 借 入 金	121,500	114,500	114,500	49,000	343,400	343,000	343,000	167,500	167,500	170,300	170,300	170,300	187,800	
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金				28,000	28,000	15,500	15,500	15,500	15,500					
	8. 工 事 負 担 金														
	9. そ の 他	475,359	544,629	544,629	371,324	905,600	888,000	886,700	550,800	554,400	545,500	539,300	523,000	543,500	
補 償 財 源	計 (A)														
	(A)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額														
	1. 建 設 改 良 費	475,359	544,629	544,629	371,324	905,600	888,000	886,700	550,800	554,400	545,500	539,300	523,000	543,500	
	うち 職 員 給 与 費	274,306	332,052	332,052	171,758	832,360	811,360	811,360	460,360	460,360	463,660	463,660	463,660	508,160	
	2. 企 業 費 平 準 化 費	13,220	17,126	17,126	16,935	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300	
補 償 財 源	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	377,138	406,650	406,650	400,875	388,759	370,422	354,851	338,917	331,678	317,168	321,973	313,061	313,528	
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金														
	5. そ の 他														
	計 (D)	651,444	738,702	738,702	572,633	1,221,119	1,181,782	1,166,211	799,277	792,038	780,828	785,633	776,721	821,688	
	(D)のうち翌年度へ繰り越さ れる支出の財源充当額														
補 償 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	176,085	206,992	206,992	188,216	113,091	113,740	109,300	108,619	115,963	129,185	153,883	166,543	143,106	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額														
	3. 繰 越 工 事 費 資 金														
	4. そ の 他				13,093										
	計 (F)	176,085	206,992	206,992	201,309	113,091	113,740	109,300	108,619	115,963	129,185	153,883	166,543	143,106	
補 償 財 源	補 償 財 源 不 足 額 (E)-(F)					202,428	180,042	170,211	139,858	121,675	106,143	92,450	87,178	135,082	
	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)														
	企 業 費 平 準 化 費 高 (H)	4,024,534	4,023,953	4,023,953	3,762,579	3,915,571	4,081,537	4,258,823	4,289,071	4,329,113	4,387,472	4,434,833	4,474,813	4,517,334	

〇他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度 令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		資 本 的 収 入	支 出												
資 本 的 収 入	1. 企 業 費 平 準 化 費	278,266	277,600	277,600	280,400	210,324	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	うち 資 本 費 平 準 化 費	196,336	240,367	240,367	220,716	210,324	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	2. 他 会 計 補 助 金	81,930	37,233	37,233	59,684										
	うち 会 計 補 助 金	118,959	170,729	170,729	156,424										
	3. 他 会 計 負 担 金	2,139													
資 本 的 支 出	4. 他 会 計 借 入 金	116,820	170,729	170,729	156,424										
	うち 会 計 借 入 金	397,225	448,329	448,329	436,824	210,324	210,324	211,133	208,801	211,160	211,372	222,056	227,723	241,233	217,766
	5. そ の 他														
	計														
	合 計														

下水道事業経営戦略【用語集】

《お》

汚水処理人口普及率（おすいしよりじんこうふきゅうりつ）

下水道、農業集落排水等、浄化槽及びコミュニティ・プラントの汚水処理施設の整備状況を表す指標。総人口に対する各汚水処理施設の処理区域内人口の割合を表したもの。

$$\text{汚水処理人口普及率(\%)} = \frac{\text{下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、
コミ・プラの処理区域内人口等}}{\text{総人口}} \times 100$$

汚水処理費（おすいしよりひ）

下水道サービスを提供するために必要な経費である維持管理費（管渠費、ポンプ場費、処理場費、その他）と資本費。（地方公営企業法適用事業：汚水に係る企業債利息及び減価償却費等。）

《き》

基準外繰入（きじゅんがいくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づかない一般会計からの繰出金。（特別会計側では繰入金。）

基準内繰入（きじゅんないくりいれ）

国の通知する繰出基準に基づいた一般会計からの繰出金。（特別会計側では繰入金。）

公営企業は、事業経営において独立採算制が義務付けられているが、一般行政的な性格を持つ事業などについては、その経営に伴う収入によってその費用を賄うことが適当でない経費等について一般会計からの繰出しが認められている。毎年4月に国から繰出基準が通知される。

供用開始（きょうようかいし）

下水道が使えるようになること。

漁業集落排水施設（ぎょぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《け》

経費回収率（けいひかいしゅうりつ）

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを示す指標であり、使用料水準等を評価することが可能。

$$\text{経費回収率(\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

下水道（げすいどう）

下水道は、家庭の台所・水洗トイレ・風呂や、工場・事業所から出る汚れた水を、排水設備から、道路下に埋設された下水道管に流して処理場に集め、きれいな水にして川に流す施設。

《こ》

公共下水道（こうきょうげすいどう）

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方自治体が管理する下水道。

高資本費対策に要する経費（こうしほんひたいさくによするけいひ）

一般会計繰出基準のひとつ。

自然条件等により建設改良費が割高のため資本費が著しく高額となっている下水道事業について、資本費負担の軽減を図ることにより経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部について繰出すための経費。

個別排水処理施設（こべつはいすいしよりしせつ）

下水道や農業集落排水施設等の周辺において、汚水等を集合的に処理することが適当でない地域に浄化槽を整備し、当該集合処理施設と一体的に運営する下水道。

コミュニティ・プラント

住宅団地等に設置されるし尿と家庭雑排水を処理する施設。

《し》

市設置浄化槽（しせっちじょうかそう）

特定地域生活排水処理施設で地方自治体が整備した浄化槽。

資本費（しほんひ）

下水道施設（処理場や下水道管）を建設するときに借入れた地方債の返済費用で償還元金と償還利子とを合わせたもの。

資本費平準化債（しほんひへいじゅんかさい）

資本費の一部を後年度に繰り延べるための起債措置。

下水道整備は多額の先行投資を伴う事業であるため、すべて現在の使用者の負担とすると、現在の使用者と将来の使用者との間に負担の不均衡が生じることになる。このため、供用開始当初の資本費負担を地方債により将来に繰り延べて、その償還という形で適正に将来の使用者に負担させる制度として設けられた。

元金に対する資本費平準化債と、利子に対する資本費平準化債がある。

受益者負担金（じゅえきしゃふたんきん）

下水道を利用できるのは整備区域内の人に限られるため、下水道建設費を市税等で賄うと下水道を利用できない人にまで負担をかけ、不公平が生じる。そのため、下水道が利用できる人々に建設費の一部を受益者負担金として負担してもらう制度。

《す》

水洗化率（すいせんかりつ）

下水道が使える区域内の人口に対して、実際に公共下水道に接続して水洗化した人口の割合。

ストックマネジメント計画（すとくまねじめんとけいかく）

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化するための計画。

《せ》

接続率（せつぞくりつ）

下水道が使える区域において、下水道を使用している人口の割合。本戦略では、水洗化率と同義語として使用している。

《ち》

地方公営企業（ちほうこうえいきぎょう）

地方公営企業法で定められている当然に適用する事業（水道・工業用水道・交通・電気・ガス・病院等）と、地方財政法施行令で定められている任意に適用する事業（簡易水道事業・公共下水道事業・市場事業・宅地造成事業等）がある。

地方債（ちほうさい）

地方自治体の借入金。地方債を起すことを起債（きさい）という。

《と》

特定環境保全公共下水道（とくていかんきょうほぜんこうきょうげすいどう）

市街地以外の区域において設置される公共下水道。

特定財源（とくていざいげん）

収入の段階で使途が特定されている財源。国庫補助金や地方債、負担金など。

特定地域生活排水処理施設（とくていちいきせいかつはいすいしよりしせつ）

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、地方自治体が設置した浄化槽でし尿、生活雑排水を処理する下水道。

《の》

農業集落排水施設（のうぎょうしゅうらくはいすいしせつ）

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等を処理する下水道。

《ふ》

分流式下水道（ぶんりゅうしきげすいどう）

汚水用管路を埋設し、汚水だけを下水処理場へ集める下水道の方式。河川の水質が守られ、環境面でも衛生面でも優れた方式といえる。

それに対して汚水も雨水も同じ管路と一緒に下水処理場まで送る方式を「合流式下水道」といい、大量の雨が降ると汚水の一部が未処理のまま河川等に放流される。

分流式下水道に要する経費（ぶんりゅうしきげすいどうにようするけいひ）

一般会計繰出基準のひとつ。

分流式下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額。

《ゆ》

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

下水道使用料の賦課（徴収）対象となる水量。

《り》

流域下水道（りゅういきげすいどう）

2 市町村以上の区域に渡る下水道で、根幹的な施設（処理場、幹線管渠）の部分を行い、管理主体は原則として都道府県が行う。